

議 事 録

平成 2 7 年第 4 回定例会

[一般質問]

平成 2 7 年 1 2 月 9 日 (水)

再 開 議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 4番 山本一洋議員
山本議員	おはようございます。 本日は、濃ゆいメンバーの一番手ということでございますので、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。 さて、今回の質問につきましては、10月に行われました議会報告会におきまして、文教厚生常任委員会として、何を報告しようかというふうにもいろいろ検討する際に、次の3点についての提案を行うことが決まりましたので、そのことを住民の方へ報告いたしてまいりました。 今日は、通告に従いまして、その質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。 まず、1点目の子育て支援についてでございます。 最近、保育所や幼稚園あるいは小学校で、気になる子が増えているという声をよく聞きます。 そこで健康課やこども課に行きお尋ねをいたしましたところ、確かに増えてきているということでございました。また、先日行いました学校訪問でも、小学校の校長先生からも、同じようなお答えをいただいているところでございます。 では、一般的にどんな子どもが気になるのかということでございますが、主なものとしては、指示がよく理解できない、集団に入れない、衝動的な行動が多いなどがあるそうでございます。 子どもたちは発達する段階や事業の内容により、それぞれ担当する課が変わってまいります。乳児健診や療育相談は健康課、子育て支援やことばの教室、また要保護児童に関することはこども課、就学前健診については教育課などとなっております。 その中で、例えば母子保健事業で健診のときに子育て支援センターや保育所、幼稚園で、また就学前健診時においてなど、気になる子どもの気づきがあったりもするようでございます。 そこで、そのような子どもたちに気づいたときの対応と取り組みをどのようになされているのか、それぞれの担当課にお尋ねをいたします。
議 長	山本議員
山本議員	まず、こども課からよろしくお願いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	おはようございます。 こども課について、現状と対応について、お答えします。 こども課では、それぞれの係で相談に応じております。一般の方とか保育所、幼稚園の先生など、いろんな方が相談にお見えになります。子どもの発育や発達に関する相談は、子育て支援センターやこども未来センターで受けることがほとんどです。 未来センターでは、今年11月までで相談件数130件、そのうち子どもの発達等に関する相談は15件となっております。 子育て支援センターでは、基本的な生活習慣や発育、発達、育児に関する相談などが

	主な内容ですが、今年１１月までの相談件数は１１９件で、このうち気になる行動や言葉の遅れ、社会性などを含めた発育、発達に関する相談は２７件となっております。 相談につきましては、未来センターでは専門の相談員が、支援センターでは保育士が応じております。保護者の方の不安を軽減するために、傾聴しまして寄り添うような対応を心掛けております。また必要に応じまして、健康課の発達相談の紹介や専門機関の情報提供をする場合もあります。 また、幼児版ことばの教室を本年度よりスタートしておりますので、言葉の遅れや発音などが気になるという方が、保育所や幼稚園からの勧めですとか健診などをきっかけに相談に来られます。現在までの相談件数は２２件で、２１人の児童が通所しております。 ことばの教室では、言語聴覚士が保護者と児童との面談、検査などをもとに、対象児童などへの個別指導を行っております。また、より専門的な検査をお勧めする場合や、療育機関での指導が適切である場合などは、状況に応じて、そういった医療機関ですとか療育機関の紹介を行っております。以上でございます。
議 長	健康課長
健康課長	健康課におきましては、母子保健事業において、母子健康手帳交付、乳幼児家庭全戸訪問、乳幼児健診、すこやか相談、のびのび発達相談などの子育て支援を実施しております。 これらの多くの機会を通して、子どもの成長発達、親の心身の状況及び療育環境を把握することによりまして、支援が必要なケースにつきましては、訪問や電話による継続した支援を行っております。 特に、乳幼児健診や乳幼児家庭全戸訪問事業におきましては、問診票や産後うつ、質問票などを活用いたしまして、子の成長発達や保護者の精神状態、支援者の有無などの育児環境を確認し、支援が必要なケースの把握と継続した支援に努めておるところでございます。 発達の遅れが気になるケースにつきましては、発達相談におきまして、臨床心理士との面接を行い、必要に応じて療育機関や町のことばの教室に繋いでいるところでございます。 核家族化などによりまして、育児に対する悩みを相談できる人が周りにいないことなどから、子との関わりがうまくできずに、子の成長発達に影響が生じたり、精神的に不安定になったりするケースも増えているというのが現状でございます。 発達相談では育児に対する不安や悩みを解決し、子の成長発達を促すためには、日々の家庭での関わり方が重要であるため、関わり方のアドバイスなども行っているところです。以上です。
議 長	教育課長
教育課長	教育課といたしましては、就学前教育から義務教育への円滑な移行のために、小学校就学予定の児童に対し、就学時健康診断を実施しております。面談を通じた就学予定児童の心身の状況の把握、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、本人や保護者等に対し、スムーズな就学のための支援を行っております。 個々では、就学予定者の情報を母子保健や児童福祉担当部署と共有することで、具体的で適切な支援を行い、小学校へのスムーズな接続ができるように配慮しております。 また、昨年度からではありますけれども、職員の発想によりまして、教育課の担当者が町内外の幼稚園、保育所を訪問し、就学前児童の日常生活等の参観と先生方との個別の協議を行い、より具体的な支援のための情報交換を行っています。 一人ひとりの児童の様子や情報等は、小学校へ繋ぎ、子ども一人ひとりが保育所、

	幼稚園等から小学校への生活の変化に対応し、小学校での生活において、実りの多い生活や学習が展開できるように支援しております。学校からも非常に喜ばれていることだと考えております。 それから、議員申されました気になる子どもさんが増えているのではないかとこのところでございます。 全国的な数値から申し上げますけれども、特別支援学校、小中学校の特別支援学級、通常の学級においてですけれども、全国で32万人、筑前町の数字は申し上げることができません。この数値は、児童の全体の児童が減っている割りに率が増えていると。前回の調査よりも1.3倍から2.3倍増えているという調査結果があります。なお、この調査は、平成24年度に文部科学省が行った調査でございます。学級担任を含む複数の教員により判断したものでありまして、医師に基づくものではありませんので、申し添えます。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	それぞれの課からの報告がございましたけれども、回答は要りませんけれども、町長、今の数を聞かれてですね、たいへんな数だと思います。 それぞれの課で、それぞれの対応を、それぞれしていただいているんです。私が今から申し上げたいのは、それぞれの担当課で相談者に対しては、きちんとした対応が取られていると思いますし、また取られております。 例えば、言語や療育の相談に健康課に行った場合、こども課で行っていることばの教室を紹介されます。しかし、相談までには、例えばその課までの相談までには、たいへんな期間や時間を要することもあるようでございます。 また、こども課に相談に行った場合の逆のパターンも、例えば健康課にまた話を行くとか、そういうような逆のパターンもあるようでございます。 そこで、子育てに關しての相談や療育相談があった場合には、窓口が1つであれば相談がしやすくなり、例えばワンフロアに保健師や保育士、ソーシャルワーカー、教師のOB、資格を持った専門の相談員を配置することにより、ワンストップで解決できるような場所になるのではないかとこのように、私は思っています。 またその場所で、発達検査など簡単な診断や療育等ができれば、理想ではないかと思っています。その上連携を取るための無駄な行き来がなくなるなど、事務の簡素化にも繋がるのではないかとこのように思っています。 そのような場所をぜひ設置されてはどうかと思いますが、これは、ちょっと担当課に聞くときついかもしれませんけれども、それぞれの所管課でどんなふうに思っているのか、お伺いしたいと思います。 まず、こども課からお願いします。
議 長	こども課長
こども課長	そうですね、連携につきましては、関係部署ですね、担当者により定期的に子育て支援会議というものを行っております。 気になる子どもさんや支援の必要な家庭などに関する情報交換、情報共有、役割分担、今後の支援の方向性などをその場で協議しております。 また、新規の相談、継続のケースにつきましても、その都度情報が来たときに、その都度共有を図っておりますし、状況把握や適切な支援に努めているところです。 それぞれの窓口で相談を受けておりますけれども、それに関し必要な情報や支援の連携は、今のところ取れていると思います。不都合というものはあまり感じておりませんが、住民の方が分かりやすいように、相談窓口の周知は、今からでも図っていく必要があるとは思っております。以上です。
議 長	健康課長

健康課長	こども課の回答と重複する点があると思いますけど、お答えします。 発育、発達、療育態度などの支援が必要なケースにつきましては、その状況に応じ、発達相談、ことばの教室、療育機関等の関係機関の連携を行っております。 特に、子育て支援センター、こども未来センターとは随時連携を図っており、月に1回開催しています子育て支援連絡会議等において情報の共有を行い、必要な支援に繋がっているところでございます。 現在、健康課におきましては、臨床心理士による発達相談事業を行っておりますけど、相談内容には、言葉の遅れに関する相談も含まれております。ことばの教室に繋ぐケースもございます。 また、ことばの教室では、言語聴覚士による個別相談も実施をされておりますが、言葉の遅れだけではなく、発達障害が疑われる場合や生活環境によるものも多いことから、状況に応じ療育機関等との連携を行われるなどのケースもあると思っております。 関係課での連携体制は十分に取れているというふうに思っておりますけど、相談者にとりまして、分かりやすい相談窓口の、そういった体制、整備は必要ではないかなというふうに思っております。
議 長	教育課長
教育課長	就学時健診時において、十分な情報を得ております。また、教育課ではスクールソーシャルワーカーも配置しておりますし、子ども支援センターも隣にあります。情報共有が十分に取れているという認識がありますので、今の状態でよろしいかと思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、それぞれの担当課からお話いただきましたけれども。 月1回子育て支援連絡会議というのはあっています。私が言いたいのは、相談者が来て、例えば仮に健康課に相談者が行った場合に、例えば療育の相談とか行った場合に、臨床心理士さんがおられて、発達段階の様子をずっと見られるわけですね。様子を見ながら、乳児健診で気づいた場合ですよ、見られて、そして、例えばそういう療育施設であるこぐま学園とかヨーゼフ園、そういうものを紹介するためにも、もう半年、1年待ちなんですよ。それはよく分かってあると思いますが、そういう状況の中で、相談者にとって、行政はもう支援連絡会議で月1回やられているから、それでいいんだというようなことかもしれませんけれども、こども課長もちょっと言われたけれども、そういう横の情報共有はされていて、そういう相談者にとってどうなのかということで、私は、そこを、ちょっとお話をしたいんです。 ここにですね、私今言いました、気になる子どもたちを早期に発見して、適切に対応することが最も重要だというふうに言われております。 先日、先進地であります春日市にある支援センターを、文教の副委員長と訪問して、いろいろと伺ってまいりました。 そこでは、地域子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業、それから相談事業、要保護児童対策地域協議会事業などを臨床心理士や保健師、保育士、それから家庭児童相談員などがワンフロアで対応する体制が作り上げられており、子育てにやさしい町づくりに取り組まれています。これは、ここに小冊子ですけども、「すくすく」という小冊子ですけども、これは春日市が子ども・子育てに関するすべての情報を、この中に全部入れているわけです。今、言いましたこども課の、うちで言うこども課、それから健康課、学校教育もそうですけれども。 これは、うちではそれぞれの担当課がそれぞれこういうものを作っています。 しかし、こういうふうに1つのところで、ワンフロアでやると、こういう1つのも

	のになると、地域住民はすぐそこに行けばいいという、1つの連携は取ってあるようです。連携は取ってありますけれども、それよりも私は、ワンフロア完結ということ強調したいわけですが、住民の方々に、こういうものを作ることによって分かりやすく伝わり、さらなる内容の充実になるのではないかと考えています。 筑前町でも子育ての悩みを持ったときに、どこへ相談してよいのかと感じている保護者は多いのではないのでしょうか。ここへ行けば安心していろいろな相談に応じてもらえ、適切に対応してもらえる。また、関係機関が共通認識を持って適切に連携し、支援を行うためにも、そんな場所が必要ではないかと考えております。 町長はどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 基本的に賛成でございます。 それぞれ春日市は、日本のトップレベルのですね、コンパクトなシティなんですね。わが町よりも人口は3倍以上あります。なおかつ面積については非常にコンパクトな都市であることはご承知のとおりでございます。 本町の歴史的には、2つの合併が10年前に行いまして、それぞれめくば一、コスモスプラザというですね、立派な施設を持っている。これを基本的には活用しなければならぬ。と同時に、本庁がこちらにありますけれども、総合支所の存在も極めて重要だと、そういった認識のもとに、職務分担もやりながらやってきているということは、ご理解いただいていると思うところでもございます。 それでもなおかつ住民の立場に立てば、さらに一歩進んで、もっとワンストップの業務ができないかというご質問でございます。 私も基本的に賛成でございます。 子どもで括る、あるいは新規に本町に転入したひとの立場になって括る、国際交流で括る、いろんな括り方かあるかと思っております。ぜひ、議員の意見等も参考にしながら、10年を経ちましたので、さらに一歩進んだ行財政改革、組織のあり方、総合的に考えていきたいと思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	町長とお互いの共通の認識のようございまして、組織の機構改革の必要もあるかとは思いますが、ぜひ、早急な対応をお願いしたいし、筑前町に住んでよかった、住みたいというような方々が増えるように、そしてまた、人にやさしい町づくりをすることが、定住人口を増やすことにも繋がると考えています。ぜひ、そういった意味でよろしくお願いをしたいと思っております。 それでは、次の質問に移りたいと思います。 主権者教育について、質問いたします。 来年、夏の参議院選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられますが、そのきっかけとしては、1つ目は、若者の投票率の低迷に伴うこと、2つ目が、若者の声が反映されないことによるもの、3つ目が、若者の政治参加を促すためと言われております。 若者の政治参加を進めるためにも主権者教育は大事であり、文科省は、今後は高校生向けの副教材を作成して、参加型授業を重視するというふうにいわれております。 ここに私は、朝日新聞に載っていた記事を紹介したいんですが、これは、広島県の安芸高田市の明るい選挙推進協議会の取り組みで、タイトルが「主権者教育、生徒議会に驚かされた」という記事でございます。 この市では、市内の学校が順番で、総合学習の時間や生徒会活動の一環として、地

	元の課題や問題点を調べ、解決法の提案をするような経験を積み重ねることの重要性や、子どもたちの意見や考え方が町にどのように活かされているかなど、中学生が本物の議場で、市長に対してリアルな町の課題を出していく参加型授業が行われているものでございます。 以前、三輪小学校、三輪中学校でもこのような子ども模擬議会が開催されておりまして、子どもたちが町づくりについて検討し、もっとこうしたほうがいい、こういう政策をしてほしいなど、各クラスで調査をしながら質問事項を考え、子どもたちが議長、議員となり執行部に鋭い質問がされ、その質問や要望、提案により、三輪小学校ではエレベーターが設置されたり、また通学路に横断歩道が設置された経過がございます。 私は、この子ども議会を実施することにより、小中学生の子どもたちが町づくりについて、様々な課題を自ら考え、町づくりや地方自治の理解を深める教育的効果は大きいのではないかとこのように考えております。 子どもたちが自分たちの地域を知ること、地域に愛着が増し、子ども目線から、地域の良さを再発見し、発信するためにも、まずはどちらかの中学校からでも結構ですけれども、この子ども議会を実施してほしいと思いますが、教育長の見解をお尋ねいたします。
議 長 教 育 長	教育長 お答えいたします。 民主主義や選挙の重要性を認識させながら、主権者としての自覚に基づく積極的な政治参加の意思と態度を育成することは、勉強上極めて重要であると、そのように考えております。 したがって、参加型ですね、今ご提案の、参加型の子ども議会等、極めて有意義であると、そのような認識を持っているところでございますけれども、何せ学校等ですね、行事等で非常に多忙な状況等もございます。十分学校現場とですね、協議しながら、このような体験的なですね、主権者教育については、積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長 山本議員	山本一洋議員 子ども議会については、選挙というような関係から含めて、担当課が総務課でもあるかもしれませんが、これは、ぜひ主権者教育というようなことで、義務教育で行ってほしいと。 ぜひですね、これをして、こういう模擬議会をやることによって、子どもたちが懐かしんでですね、あの時議員となってああいう発言をした。そういうことで町が変わったんだという、今再度同じようなことになるかもしれませんが、やってみてですね、ぜひ、良かったなと私も思っていますので、ぜひ、お考えをお願いしたいと、再度お願いをして、次の問題に移っていききたいと思います。 3点目の、中一ギャップの解消に、小学校6年生を対象とした研修を行ってはどうかという提案をしたいと思います。 中一ギャップとは、昨日も福本議員のお話の中にありましたが、小学生から中学校1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじみず不登校になったり、いじめが増加する現象で、ギャップの典型例としましては、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う喪失不安増大型と、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で、自己有用感を感じなくなってしまう自己発揮機会喪失ストレス蓄積型という2つの型があるそうで、そういうふうなことが言われております。 この中一ギャップというのは、昨日もちよっと話がございましたけれども、小中学

	校の連携によったり、それから子どもたちの情報の共有化や児童生徒の交流、縦の繋がり、それからスクールソーシャルワーカーの関わり、町費による常勤の講師などの5項目による対応をしているために、筑前町では、この中一ギャップによる不登校の生徒はいないという回答を受けました。 私どものところにはいろいろな話がございます。学校に行けずに困っている子どもがいるという話もよく聞くわけでございますけれども、再度お伺いします。 中一ギャップという原因による不登校の子どもはいないけれども、その他の原因による不登校の子どもはいるのではないかというようなことを思っていますが、そういうことの判断でよろしいのか、お伺いをしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	私の昨日の説明が不十分であったかもしれませんが、中学校において、あたかも不登校はいないというような印象を与えたことに対しましてはお詫びいたします。 そういう中で、中一ギャップを起因とする小学校から中学校に進学しての不登校はいないという、そういう定義でございます。定義と言いますか、そういう考え方でございます。 しかしながら、小学校から引き続き不登校、あるいは中学校2年生になって不登校になるという生徒はいらっしゃるということでございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	はい、分かりました。 そのような子どもたちが教室に入れなかったり、学校に行けなかったりする子どもたちがいるということについてはですね、今後もですね、このような子どもたちの対応をしっかりと行っていただきたいというふうに思っています。 そこで、今後中一ギャップによる不登校の子どもたちをつくらないためにも、中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんの力や地域の方の力、それから保護者、先生方の力を活かしながら、今後はですね、生涯学習の分野で企画運営を担当し、今まで行っていた小学校6年生の交流会の枠を広げて、町内の全小学校6年生を対象として、夜須少年自然の家がございまして、そういうところを使ってですね、2泊3日ぐらいの日程で、ネーミングはいろいろありましようけれども、楽しくやろうぜ我ら小学6年生といったような形でですね、合同の体験交流会を年間のカリキュラムの中に入れてもらってはどうかと提案したいのですが、教育長はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	福本議員の質問にもお答えしましたように、本町児童の小中学校間の接続につきましては、比較的スムーズな移行が行われているものの、中学進学時に不安や戸惑いを抱いている児童が潜在的にいるものと捉えております。 議員ご質問の、夜須中学校区の小学校6年生を対象とした研修会の実施につきましては、現在、すべての小学校6年生を対象に、中学校体験入学の取り組みを行っております。 主な内容としましては、小学生が中学校で数学や英語などの、中学校で初めて学習する教科等の授業を受けたり、クラブ活動を体験したり、生徒会役員から中学校生活等について話を聞いたりするものであります。 特に夜須中学校区の6年生は3小学校の6年生が均等に分かれて仮の学級を編成し、中学校生活の一場面を体験したり、他の小学校の6年生と交流することができるようにしています。 教育委員会といたしましては、今後もこれらの取り組みを、より充実、拡充することで、小学校から中学校へのスムーズな接続を行い、中一ギャップの予防に努めてま

	いる所存であります。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今の話で分かります。 やり方はそういうふうに行われている、行われていることについては分かりますが、私どもが提案をしております体験学習を主体とするところの部分もですね、大事ではないかというふうに思っていますので、そのことも検討していただくようお願いをいたしたいと思います。 最後になりますけれども、人にやさしい町づくりを推進するためにも、今後もこのような提案をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしながら、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
議 長	これで4番 山本一洋議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 10時45分より再開します。 (10:34)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:45)
議 長	12番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問をさせていただきますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭な説明、回答をお願いしたいと思います。 まず、1点目でございますが、ことばの教室の現状と課題についてでございます。 おかげさまで一昨年、三輪小学校に通級指導教室が、そして本年度にはこども未来館のミラクルルームを使用し、毎週火曜日にことばの教室の幼児部を言語聴覚士にお願いして、来ていただいております。 難聴、言語、コミュニケーション等に障害がある子どもさんが、より豊かな人間関係を育み、学校、家庭、地域などで充実した社会生活が送れるようにとの目的で開設されております。成果も出ていることであると思います。 しかし、またことばの教室ということで開設していただいておりますが、現実的には言葉だけでなく、情緒的障害のある方、気になるお子さん等支援を受けておられるのではないかというふうにも察します。 まず、現状と課題をお伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 幼児版ことばの教室は、本年度4月から開始されました。現在21名の児童が通所しております。週に1回、4コマ実施しておりますので、一月に16人、児童の状況に応じまして2、3カ月に1回程度の通所となっております。 言語聴覚士による面談や検査の結果、教室への通所となりますが、より専門的な検査をお勧めする場合や、療育機関での指導が適切であると思った場合などは、保護者の方に対しまして、必要性の説明や専門機関への紹介などの支援行っております。 その場合の保護者の方の受け入れには、やはり時間が必要であるということ、また、専門機関に繋がる場合でも、近隣の医療、療育施設においては、申し込みから受診まで数カ月を要している状況であること、そういったことが課題ではないかと思われまます。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	三輪小学校に設置しております通級指導教室に在籍する児童数でございますけれ

	ども、平成25年度7名、平成26年度12名、本年度も12名でございます。 昨年度は課題克服により、2名の児童が退級することができ、指導の成果が着実に上がっているものと捉えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	三輪小学校におきましては、成果が出て退級者も出ているということで、本当に喜ばしいことであると思います。 文科省の調査におきましては、先ほど課長の答弁、回答もありましたように、支援を必要とする子どもさんというのは、約6.5%程度、通常学級に在籍しておられるということでございまして、支援を必要としながら、しかしながら、支援を受けておられない子どもさんというのは、潜在的にまだおられるのではないかとということが考えられます。支援を必要とする子どもさんは確かに増加するのではないかと思うわけです。 現在、1人、幼児部でございしますが、1人の言語聴覚士で対応していただいております。月16人、4コマで、中には2、3カ月1回通所ということでございしますが、果たしてこれで本当に、きちっとした適切な指導というのができているのか、ちょっと心配するわけでございます。 そういったことで、先日は、言語聴覚士の方、なんか聞くところによりますと、体調不良でお休みされたということも聞いておりますが、そういう予期せぬことが起きた場合というのは、訓練を休まざるを得ないわけで、その影響というのは、せっかく改善が見られつつあるお子さんに及ぶわけでございますので、言語聴覚士を、せめてもう1人雇用して、対応して、拡充していただくということは出来ないものか、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 幼児版ことばの教室につきましては、4月にスタートしたばかりでございます。確かに議員さんがおっしゃられましたように、予期せぬことが起きるということもあり得ますけれども、今の時点でまだ受け入れは可能ですし、教室の拡大などにつきましては、今後の様子を見ながら、検討していきたいと思っております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	現状でまだ可能という説明でございしますが、やはりよりきめ細やかな適切な指導をするためには、やっぱり人的要因というの大きいんじゃないかなというふうに考えます。 それで、できれば言語聴覚士、もう1人雇用していただきたいと思うわけなんです。言語聴覚士の資格保持者というのは、少ないということも聞き及んでおるところでございます。そこで、音楽療法士にお願いすることは出来ないのかというふうな提案をさせていただきます。 音楽は聴覚系と深く結びついているということ、脳を中心とする身体的機能と密接な関係を持っている。そういうことで、障がい児への音楽療法の大きな意義と言えますのは、日常生活における問題行動の背景にある情動を音楽活動に移し替えることにあると言われております。 幸いに音楽療法士の方が筑前町に在住されております。今来られている言語聴覚士の方は町外の方でございしますが、音楽療法で保護者と30分ほど、いろいろセラピーを行った後に、様々な楽器等を利用して、子どもさんとコミュニケーションをはかることによって、言葉の発達を促す効果もあるということでもあります。そして、また他の、情緒的な障害のある子どもさんにおいても、効果があると言われておりますので、このことばの教室幼児部に音楽療法を取り入れて、音楽療法士と言語聴覚士連携しあ

	って、よりきめ細やかな、そのお子さんに適した方法で、支援をするということが可能になるのではと思いますが、この音楽療法士についてのご見解をお尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 音楽療法につきましては、私もちょっと調べさせていただきました。療育機関などで、子どもの療育として実施される場合は、医師の判断や他の専門医師の指導や訓練と組み合わせて行われていることが多いようです。 子どもさんの療育に関しましては、こども課の所管外となりますので、ことばの教室との連携の面からお答えいたしますけれども、児童の現状に合わせまして、その音楽療法が適する子ども、適さない子どもともあります。その判断とかも合わせまして、言語聴覚士さん、または臨床心理士さんなどの判断が必要になってまいりますので、今のところですね、ことばの教室のほうと一緒に合わせたような形で実施するというふうには、考えておりません。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	次の質問に行きますが、先ほどの山本一洋議員の質問の中にございまして、それぞれの課で対応していただいて、関係課で連携を取って、そして対応はしてくださっているということでございますが、先ほどの音楽療法士もそうですが、やっぱり医療機関と連携を取りあいながらという部分が出てくるわけです。 来年度民間事業所さんが2カ所で、放課後児童デイサービスが実施される予定になっておりますので、町内でも少しずつそういう障がい者施設の整備が拡充されつつあることは、本当に喜ばしいことでありますが、先ほどもあっておりましたように、保護者のお話によりますと、療育希望がたいへん多くて、近隣の施設、病院で相談を受けたくても、本当に1年先とか、予約が、そうでないと取れないという現状があるようでございます。 そういったことで、これは、町長の政治的判断になると思うんですが、厳しい財政状況の中、本当に多額の財源が求められるわけでございますが、身近な町内で、早期に安心して、適切な療育を受けることができる、この体制、施設の整備というのは、今後やっぱり必要ではないかというふうに考えます。 そういったことで、総合的に支援を受ける場所として、療育センターの施設整備、長として、ぜひ、お考え、検討していただきたいと思いますと思いますが、町長、ご見解をお伺いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 療育の重要性、必要性は十分認識するところではございますけれども、そういったその建物、施設等につきましては、町の財政上、今後の人口動向等々を考慮いたしまして、建設するような計画は考えはございません。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	十分に認識しておられながら、その計画はございませんということで、残念な発言をされたわけですが、 今、那珂川町でですね、来年4月開所で幼稚園の跡地で建設中ございまして、そこでは相談事業、療育事業、療育事業には当然言語聴覚士、音楽療法士さんも配置されるということですが、地域の支援事業、啓発事業、専門医の診察事業等を、ここの1カ所の、仮称療育センターでございまして、でされるということでもあります。 やはり現在、実際に療育相談を受けたくても受けられないという方がおられるわけでございます。そして、先ほどから申しておりますように、やはり少し増加傾向にも

	あります支援を必要とされます気になる方たち、ということであればですね、そういうふうな方向性もぜひ、考えていただくべきではないかと思います。 町の基本計画におきましては、障害のある子ども、発達に問題があると思われる子ども等への継続的な見守りが、個性的に行えるような専門機関の設置を検討していきますとも記載されておりますし、子ども・子育て支援事業計画にも、障害や発達に遅れのある子どもへの支援の充実、この支援も述べられているところでございます。 支援というのは、本当に早い段階で、適切な環境と指導があれば、たとえ障害があったにしても、その人の人生というのは、大きく変わっていくわけであります。指導をすれば可能性の芽を伸ばすことができるんですが、しまったと、後で思わないような、悔いを残すような結果を招いてはいけないと思います。 昨日の質問の中にもありました町有地の使用の計画の問題ですが、まだ町営住宅跡地も利用が確定しない状況でございます。それらの土地を利用するということも、1つの考えではないかなと思いますし、どうしてもこれは財源が伴うわけでございますし、聞くところによりますと、那珂川町は単独事業で行うということで、2億3千万ぐらいの事業費で、今建設が行われているというところでございますが、補助事業等も研究していただきまして、どうか前向きにですね、このことを捉えていただきたいと、町長に要望するわけでございます。ここに町長としての、政治家としての手腕が問われるのではないかなというふうに考えますが、今一度お願いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 本町はですね、本当に全国で唯一と言っていいような福祉施設、やすらぎ荘を有する町でございます。やすらぎ荘の魅力は何と言いましても、国県の補助を受けなくても福祉政策を推進すると、熱い思いで本町に施設がある。そのことを私どもは誇りにしているわけでもございます。 併せまして、夜須高原には「太陽の園の構想」と言いまして、福祉と教育の園をつくろうという先人たちの崇高な思いがございました。そこでやすらぎ荘が誘致され、野の花学園が誘致されてですね、本当に福祉の先陣を切っていただいたわけでもございます。 その野の花学園がですね、この国道386号沿線に2カ所ほど、新たなそういった療育施設を計画中でございます。そしてさらには、既にですね、夜須町の商工会事務所跡に、そういった施設も既に開設されておられますし、活発な活動を展開されているところでもございます。 先日も、この新たな両施設について、概要説明等々で、私のところにもお見えになりました。町としてはそういった施設をですね、ぜひ、積極的に応援をさせていただきたいと、そのようにも考えているところでございます。 そして、また本町にはですね、今から施設は、本当に空き地もあるんですけれども、どう活用するのか、そういうことをしっかり議論しながら進めていきたいと考えております。 そういった思いで、町としては、民間がしっかりしてあるところについて応援をしていきたい。これは福祉施設に限ったことではございません。今後建てるような施設はですね、ぜひ民間主導型あるいは国等の主導型で進めていただきたいと思っているところでもございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	やすらぎ荘をはじめ筑前町は、本当に福祉の先進地と言われておりまして、その誇りある筑前町でございます。だからこそ、やはり先進的に筑前町としてですね、こういう療育センターをつくっていく、その誇りを持ってつくっていく必要もあるのでは

	ないかというふうに、私は思います。 当然、民間の事業者の方を活用することも1つの方法ではないかと思うので、今後本当に町長の手腕に期待を寄せさせていただきたいと思います。 次の質問に移ります。 予防接種についてでございます。 ロタウイルスワクチンの予防接種、公費助成できないかということでございますが。 近年、乳児を持つ保護者の中で、ロタウイルスワクチン接種を受けさせる保護者が多くなってきております。町では出生数が増加傾向でございますが、何%の乳児がロタウイルスワクチン接種、任意接種でございますが、把握されているのかどうか伺います。 また、ロタウイルスは非常に感染力が強く、下痢、嘔吐、発熱、腹痛を起こす胃腸炎で、0歳から6歳児にかかりやすい病気と聞いております。 データによりますと、ロタウイルスワクチンについて、96%の子育て中の保護者は、情報として持っておりということで、私も知らなかったんです、このロタウイルスに関しては。一般住民の方は、あまりご存じ、まだまだ知られておりません。 ロタウイルスが引き起こす症状、またワクチンについて、担当課に簡単にポイントを押さえて、説明をしていただけたらと思います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 まず、町内での接種率につきましては、把握をいたしておりません。全国的な接種率につきましても、保健所等にお尋ねをいたしましたけど、定期接種化されていない状況でありますので、そういったデータがないということでございます。 あとロタウイルスにつきましてはですけど、ロタウイルスにつきましては胃腸炎を引き起こすということで、ほとんどの乳幼児が5歳までに、ほぼ全員かかるということでもあります。 かかった場合には、下痢や嘔吐が繰り返し起こりまして、脱水症状が数日続くこともあるということでございます。また、心筋炎などの合併症をおこして重症化した場合には、市に至るケースもあるということでございますけど、先進国におきましては、医療機関への入院などの対応が取れるために、死亡例としてはですね、多くないということでございます。 また、ロタウイルスワクチンにつきましては、2011年に発売をされておまして、有効性も高いということで、接種の必要性が認識をされておるということでございます。 現在、厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会におきまして、接種後のリスク、医療経済学的な評価などが行われておまして、近い将来、定期接種化されるのではないかと考えておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	ありがとうございました。 ワクチンについてはですね、1価ワクチンと5価ワクチンというのがありまして、1価は2回接種で、1回が大体1万5千円、2回しないといけませんので3万円。5価ワクチンは3回するんですけども、1回が1万円、3回するからやっぱり3万円かかるわけなんですけれども。 子どもを思う親心というのは、本当に強いものがございます、経済的に少々大変であっても、子どものためには受けさせたいと言って、受けさせてある保護者の方も多くいらっしゃると思います。

	しかしながら、受けさせたくても経済的に負担が多くてどうにもならないという保護者の方もおられるわけであります。任意接種ではありますが、今、課長、定期接種って言われました。それは当然、もう国が定期接種化してくれることが、一番望ましいことではありますが、それに至るまで、まだ道のりは遠いように思いますので、予防医療の視点からワクチン接種を実施する。またこれが医療費削減にも繋がると思いますし、子育て世帯の大きな支援策ともなります。 子どもが感染しまして、重症化、入院ともなれば、共働き家庭に対しましては、本当に仕事を休んで、休めない場合は、仕事をしながら、また精神的、肉体的な疲労困憊ということになってしまいます。 そういう状況も踏まえまして、定期接種に至る前に、町として助成制度、何とかできないものかなというふうに思います。見解をお尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	公費助成につきましては、助成を始めている市町村が徐々に増えてきているということですね、インターネットなどでちょっと調べてみました。 ただ、まだまだ少ない状況でありまして、福岡県内ではですね、まだ実施をしているところはないという認識を持っております。 ロタウイルスの予防接種につきましては、国としてもその必要性を認めておりまして、当然、その接種費の助成についてもですね、必要であるというふうに考えておりますけど、先ほど申しましたように、近い将来においてということ考えておりますけど、定期接種化されるというふうに考えておりますので、その時点で助成についてはですね、検討をさせていただきたいというふうに考えております。 また、本町におきましては、1歳から中学生までのインフルエンザの予防接種の助成を行っております。毎年約1千万ほど、助成を行っておりますけど、この予防接種も現時点でのロタウイルスワクチンと同様に、任意接種となっております、交付税措置もなく、すべて一般財源でこの事業を行っております。朝倉市、東峰村もですね、同様に実施をしておりますけど、福岡県内60市町村のうち、実施をしている市町村は10市町村ということであります。 1千万円ということですね、財源確保の問題も大きくあります。任意接種に対する助成につきましては、子育て支援策としての総合的な検討をしていく必要があるというふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	ロタウイルスワクチンの必要性は認識してあるということではありますが、WHOにおきましては、乳児に対するワクチン接種プログラムにロタウイルスを導入することは、全世界的に推奨しているわけであります。県内はまだ実施しているところはありませんけれども、宮崎市では全額助成、また鹿児島市では一部助成、6千円及び4千円ということで。遠く岩手県の気仙地区では、この接種率が高こうございまして、感染が激減しているというふうに聞いております。 財源的な問題というのは、当然あると思いますけれども、定期接種化に向けて国も動き出しているわけですが、まだ道のりが遠いような気がしますので、もう全額とは言いません。せめて半額助成でもですね、ご検討いただけたらというふうに思っておりますので、ぜひ、再度検討をお願いさせていただきまして、この質問を終わらせていただきます。 次に、インフルエンザ予防接種公費助成の期間の延長なんですけれども、先ほどインフルエンザについて課長、ふれていただきましたが、本当に本町は子どものインフルエンザ予防接種公費助成でしていただいております、筑紫地区をはじめ近隣の住民の方からはたいへん羨ましがられております。このことにつきまして、行政のご英

	断、高く評価いたします。 今年のワクチンは効果が高まっているということで、少し金額が上がっているにもかかわらず、1千円の自己負担で接種できるということは、本当に住民にとってはありがたく感謝されておりますので、来年度もぜひ、この1千円の自己負担継続していただきますよう、まずはお願いさせていただきたいと思います。 ところで、26年度決算書におきましては、将来の課題のところに、助成制度の周知徹底ということが記載されております。そして、25年度と26年度の接種者を比較してみますと、80人減少、約80人ですが、減少している状況であります。この対象者に対する接種率と言いますのは、どのようになっていますでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 25年度につきましては、対象者が約4,230人ということで計算をしております。そのうち2,353人が接種をされておりまして、率としては56%、約56%でございます。 26年度につきましては、対象者が約4,270人、妊婦さんも含めてでございますけど、そして接種者が2,301人、接種率54%となっております。
議 長	梅田議員
梅田議員	将来の課題に記載されているとおり、助成制度の周知徹底、接種者が減少しているということは、徹底がされてないというふうにも受け取れます。残念なことです。 今、12月までの接種期間、12月を越えてしまえば、もう通常自分で自己負担をしないといけないというふうになっているわけなんですけれども。 しかしながら、12月までと言いますのは、年末の一番忙しい時期でもあります。うっかりしてたとか受けないといけないけれども、忙しさでついついといって、接種を見送ってしまう人もいるのではないかと考えられます。 高齢者のみの接種、他の自治体ですが、2月末まで実施しているところもあります。せっかく本町におきまして、助成制度でございますので、やはり健康維持のために、より多くの方に接種していただけるように、期間の延長、必要ではないかと思いますが、見解を伺います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 まず、接種率につきましては、高齢者の分も全国的な接種率を少し見たんですけど、やはりその年によって接種率が高くなったり、低くなったりということで、やはり医療機関からですね、今年は流行るんじゃないかなといったようなことでですね、勧められたりとかですね、そうでなかったりする年があるのではないかなということでも考えております。だから、一律に接種率が下がっているということではないのかなというふうに考えております。 接種期間の延長についてでございますけど、現在10月1日から12月31日までを助成期間として実施をさせていただいております。この助成期間につきましては、予防接種ガイドライン検討委員会によりますインフルエンザ予防接種ガイドラインで示されております期間を踏まえたものでございます。 インフルエンザの流行につきましては、例年1月上旬から3月上旬が中心となっております。また、ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後2週間後から約5カ月間ということになっております。 このことから、10月の初旬から12月中旬までに接種をしますと、インフルエンザの流行期間にはワクチンの効果が維持をされているという状況になります。 しかし、接種助成期間を延長いたしますと、その延長した期間までに接種をすれば

	いいというふうに考える方が増えてくるというふうに思っております。1月に入って接種をいたしますと、すでにインフルエンザの流行期に差し掛かっているということも考えられますので、その場合には予防接種の有効性がですね、薄れるということが考えられます。 現在の助成期間につきましては、3カ月間の期間を設けておりますし、決して短い期間ではないというふうに考えております。12月末までの接種が最も有効な時期であるということをですね、理解していただき、今後も10月から12月末までの接種を推進していくことが、費用対効果を上げるということに繋がる。そういうふう考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	ガイドラインに基づいての接種期間ということは、よく分かりました。 しかしながら、やはり12月過ぎて、今年は流行するらしいですよっていうことになったときに、予防接種したかったけど、できなかったということもあると思いますし、やはり年末というのは、どうしても忙しさにかまけてしまって、そして、ついついということがありますので、せめてあと1カ月、1月まで延長するとかですね、そういうことをぜひ考えていただけたらと思います。2週間後から5カ月って言われましたけれども、最近は結構長期間にわたって流行もしているようでございますし、やはりせつかくの町独自の助成制度でございますので、多くの対象者の方が摂取する機会が拡充されれば健康を維持できます。また、医療費削減にも効果を発揮すると思いますので、再度検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。 未婚のひとり親に対しての寡婦控除のみなし適用ということでございます。 まず寡婦、ここには寡婦は「婦人の婦」で書かせていただいておりますが、夫の寡夫も入ります。 寡婦の定義、そしてこの寡婦控除について、簡単に説明をお願いいたします。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 地方税法第292条第1項第11号寡婦の規定では、夫と死別し、もしくは夫と離婚した後、結婚をしない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、扶養親族その他、その者と生計を一にする親族を有する者と定められています。 寡婦の範囲について、入籍前に夫が死亡し、子どもができていない場合、法的には該当しないため、所得控除を行うことはできないものとされています。 よって、住民税への未婚のひとり親に対する寡婦の控除のみなし適用は、地方税法の改正がない限り、対応はできない状況であります。 以上で、税務課としての説明を終わります。
議 長	梅田議員
梅田議員	たまたま私もご相談を受けたんですけども、子どもができてきちっと入籍をする予定であったにもかかわらず、そのお連れ合い様が不慮の事故で亡くなられ、入籍ができないまま子どもさんを出産してしまった。もう入籍ができないわけです。お連れ合いさんがお亡くなりになったからですね。 そういう場合、結局は寡婦として認められないということなんです。法的に婚姻歴がないひとり親家庭は寡婦として認められないので、寡婦控除も受けられない。不公平、不利益を被ることが発生するわけです。 福岡市では今年4月より、保育料等への寡婦控除のみなし適用を開始したと聞いております。全国的にも寡婦控除のみなし適用をする動きは広がっております。 2013年12月に嫡出子も非嫡出子も相続を同等とするとの最高裁の判決も出されております。婚姻歴のあるなしで不公平があってはならないと、判断が示された

	と理解をしておりますが、筑前町もこの寡婦控除のみなし適用について、検討する必要があるのではないかとと思いますが、ご見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	また、そういった問題もですね、十分研究させていただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	こども課長
こども課長	こども課につきましては、保育料の算定に関係があると思います。 保育料の算定に関しましては、未婚の方に対する寡婦控除のみなし適用につきましては、いろいろなご事情もあることもあります。必要性はあるかもしれませんが、こども課が独自で導入を決定することもできませんので、現時点では近隣の状況ですとか国の制度改正状況などを見ながら、検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	これは大事な問題だと思います。それで、一番情報が分かれるというのは、住民課に届け出があったときではないかなというふうに思います。それに基づいて、公営住宅の家賃とかにも反映されると思いますし、今、町長は、十分に今後研究するというところでございます。それは国の税法改正、これが一番重要なことであると思いますが、これが行われればもう速やかに行くわけなんです、しかしながら、まだこれは検討課題とされておりますので、やはり町として、早急にこの件については、研究というよりも、実施を早くしていただきたいと思います。 そうすることによって、やっぱり一生懸命、婚姻歴のない寡婦控除が認められない、その方が働いてあるわけなんですけれども、子どもを抱えてですね。だからそういう方たちに、やっぱりぜひ寄り添う気持ちを示すためにも、一刻も早く対応していただきたいと思います。再度町長、ご見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、こども課長も説明いたしましたように、各課等々ですね、それぞれ検討、研究したいと思います。
議 長	梅田議員
梅田議員	くれぐれもよろしくお願いいたします。 次に移ります。 健康推進施策についてでございます。 特定健診、がん検診の現状及び課題でございますが、健康寿命の維持には、早期発見、早期治療が重要というのは、もう当然のことでありまして、早期発見、早期治療によりまして、重篤化が避けられ医療費の削減に繋がるわけでございます。そういったことで、特定健診、がん検診が実施されているわけでございますが、担当課では本当に日々努力して、受診率向上に向け、苦勞されているということは、もう重々認めておりますし、評価もしているところでございます。 まず、特定健診受診率及びがん検診受診率の数値目標、これはどういうふうになっておるのか、そして、その数値目標に対しまして、どこまで達成できているのか、まず、お尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	数値目標に関しましては、国が定めている数値となりますので、特定健診においては60%、がん検診においては50%と、たいへん高い数値目標となっております。 現在の状況を申し上げますと、22年度に一時24.7%まで受診率が下がっております。その後いろいろな取り組みを行いまして、現在30%台までにはですね、回

	復をしておるところでございますけど、それでもですね、まだまだ目標には程遠い状況となっています。 また、がん検診につきましても、26年度の検診率でございますけど、胃がん13.6%、大腸がん18.0%、前立腺がん19.8%、子宮がん23.5%、乳がん22.5%という状況でございます。25年度よりはですね、いずれも受診率は上回っておりますけど、50%には程遠い状況ということです。
議 長	梅田議員
梅田議員	国の数値目標、特定健診60%、がん検診50%ということではありますが、町の基本計画におきましては、平成28年度目標は20%、がん検診ですね、特定健診が40%、かなり低い目標設定だなというふうに思いまして、これはいかななものかというふうにも考えるわけですが、やっぱりなるべくそこに近づくような設定目標があれば、そこに、さらに担当課としても頑張れるんじゃないかなというふうに期待をするわけでございます。 決算書の将来の課題には、常に受診率の向上というのが上げられているわけでございます。今年度集団検診は29回ありまして、全予約制となっております。女性がんのみの検診は別枠で4回設けられております。希望日の予約、第1、第2希望となっておりますが、実は町民の方、10月末検診予約をしていた人が、急な用事ができまして、検診できない状況になり、他の日に受診したい旨をお願いしたが、既にもういっぱい受けられなかったということでもあります。 その方は、検診受診の意志は持たれている方ではありますが、しかし、もういっぱい受けられなかった。他にもこのような方がおられるのかもしれませんが、希望する日に予約できなかった人、また、予約していたが、何らかの事情で受診できなかった人、こういう方というのは把握をされているのか、そしてまた、どのように対応されているのか、伺います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 まず、6月当初にですね、申し込みをしていただくときに、第1希望、第2希望ということで、はがきで申し込みをしていただいております。 そのときに、先着順という形になっておりますので、希望日が申し込みによってですね、その日にちがどんどん埋まってまいりますので、当然、希望されていた日にですね、予約が取れないというケースがございます。 その場合にはですね、電話連絡等により、そういった状況を説明をして、他の日にちを確認するなどして、対応をしております。ただ、その件数がですね、どの程度あるかというのは把握をしておりません。 今現在、申し込みにつきましては、結核予防会のほうにすべて委託をしております。そういう状況でありますので、今後はですね、そういった件数も把握をし、その対応については、十分な検討を結核予防会ともししていきたいというふうに思います。
議 長	梅田議員
梅田議員	予約申込書というのは、第2希望までしかないわけですね。第3希望まで申し込みを広げていただければ、住民の方にとっては選択肢も広がるのではないかと思いますし、また、集団検診は、基本的には11月までの設定になっておりまして、今年は12月もされるということを聞いております。これ、がん検診ですかね。は、聞いておりますが、11月とかまでじゃなくて、少し幅を、受診期間を広げてもいいのかなというふうにも思いますし、集団検診が先ほど言いました29回ですが、これ回数を増やすなり、そういったいろいろな方法ということも可能ではないかと思いますが、その点のお考えをお伺いいたします。ぜひそういうふうにより住民が受診しやすい体

	制をつくっていただきたいと思っております。
議 長	健康課長
健康課長	まず、希望日を第3希望日までということでありますけど、現在の考え方としては、あまり希望を多くとるのはですね、逆に住民の方にとって、ちょっと迷ったりすることもあるんじゃないかなということも考えておりますけど、希望日を第3まで増やすということについてはですね、また、検討したいというふうに思っております。 それと検診日を増やすということでありますけど、26年度は25回実施をしておいたのをですね、今年度は29回ということで、集団検診と女性がん検診をそれぞれ4回は、回数を増やしておるところでございます。 ただ、申し込みがどうしても先着順となるということとですね、1日の受け入れ人数がある程度限られるということとですね、どうしても最終的に希望された日に合わなくて、受診ができなかったというケースも確かにございます。 予約の状況を見てみますと、やはり検診が始まった最初の時期はですね、まだ受け入れ可能人数に余裕があるといったような状況もございますので、予約を受けるときにですね、もし希望日に合わない場合はできるだけそちらのほうに回すということで、その対応についてですね、十分結核予防会とも協議をしていきたいというふうに思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後十分検討をしていただきたいと思います。 せっかく受診をしたい意志は持ってらっしゃる方たち、多くいらっしゃると思います。最初のほうは空き日が多いということとございますが、そういった場合はですね、防災無線等を通じてでも、「まだまだ空きがございますよ」みたいな、発信もしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。 次に移ります。 特定健診は、町内及び近隣の多くの医療機関で受診可能となっております。ここに一覧表が掲げてありますけれども、これだけ多くの医療機関で受診ができるわけですが、がん検診におきましては、医療機関ではできません。女性がん検診は、特に女性の意識が高くて、受診をしたいという希望者は多いと思います。 そこで医療機関で、がん検診の受診が可能となりますと、利便性が図られまして、より受けやすくなります。女性がん検診だけではなくて、他のがん検診率も向上するのではないかと考えるわけでございます。 筑紫地区のほうのがん検診は、医療機関でも受診できるように聞いておりますので、筑前町におきましても医療機関で受診できるような態勢と言いますか、これは当然医師会との協議というのは必要であると思いますが、朝倉医師会との協議、まず最初進めていただきまして、しかしながら、現状的には厳しいのではないかとすることは、もう十分推察できるわけでありますので、その他の周辺医師会との協議もぜひやっていただきまして、より受診しやすい体制づくりをお願いしたいと思いますが、見解をお伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	現在、がん検診において個別受診が、子宮頸がん検診と乳がん検診のクーポン対象者のみ実施をさせていただいております。 この事業につきましては、国で実施をしている事業でございまして、福岡県医師会とそれぞれの市町村が契約を結び、実施をさせていただいております。 また、朝倉市では個別検診ということで、胃がん検診、子宮頸がん検診の検診をですね、朝倉市内の病院で検診ができるようになっております。ただし、この実施医療機関につきましても、やはり少ないということで、またさらにですね、減少をしてい

	るという状況も聞いておるところでございます。 しかし、議員おっしゃいますように、医療機関での個別検診が可能ということになればですね、住民の受診機会も広がるということになりますので、医療機関への委託が可能であるかどうかをですね、医師会などと協議をしていきたいというふうに考えております。 また、この協議をしていきますけど、議員もおっしゃいましたようにですね、なかなか厳しい状況にもございますので、集団検診における予約方法とか周知などをですね、その改善についてもですね、またさらに検討していきたいというふうに思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	たいへん前向きに努力してくださるという課長の回答でございますので、本当に頑張っていただきたいなと思います。 町民の方は、筑紫地区とか福岡方面に通勤されている方は、多くいらっしゃるわけでございますので、やはり医療機関で、朝倉医師会関係じゃなくても、周辺の医師会と協議していただきまして、受診ができるようになれば、受診率向上、はかれると思います。利便性は大きくはかれるのではないかと思います。 健康と言いますのは、自分の体は自分で守ると言いますか、自助努力、検診を受ける。これはもう本当に重要なことでございますが、行政におかれまして、可能な限りの努力というのは、さらに必要が求められているというふうに思います。目標とする受診率達成に向けて、今後ともよろしくお願いいたします。 以上で終わります。
議 長	これで、１２番 梅田美代子議員の一般質問を終わります。
休 憩	ここで休憩します。 午後１時より再開します。 （１１：３９）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：００）
議 長	１４番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、子どもたちを取り巻く問題について、暮らしを取り巻く問題について、同和問題について、農業を取り巻く問題について、大きく４点ほどお尋ねをいたします。 まず、子どもたちを取り巻く問題について、３点お尋ねします。 初めに、就学援助制度の基準についてです。 皆さんご承知のとおり、就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第２６条など、関係法に基づいて、小中学生のいる家庭に学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。 ６月に県の義務教育課からいただいた平成２４年度要保護・準要保護児童生徒援助費補助金の資料によりますと、県内児童生徒４０５，４４７人中、実に８３，１８４人、２０．５％の子どもたちが就学援助を受けています。５人に１人の割合です。 ちなみに筑前町はというと、資料の中では２，４７５人中２３１人、９．３４％で、約１０人に１人の割合となっています。 筑前町の直近の資料１０月１日現在では、２，４４７人中２８１人、１１．４８％となっており、２年前に比べ格差と貧困が広がる中、確実に増えていることが伺えます。 近隣市町村では、住民に分かりやすく住民税の額で基準を決めている自治体もあり

	ます。例えば住民税がいくら以下の家庭は、この制度の対象になります等、そういう基準にできないものか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご質問の件でございますけれども、議員、この件に非常に関心があるみたいで、幾度となく質問をされてあるようでございます。教育課の記録によりますと、今回が5回目か6回目になるうかと思っております。 この答えでございます。 この件につきましては、平成24年6月議会において回答しております。現在もそのときの状況と変わりなく、変更のないことから、今の基準で実施したいと考えております。 なお、その理由といたしまして、住民税の所得割での基準と本町の生活保護基準で、いくつか資産した結果、一概には言えませんが、本町の基準で実施したほうが有利であると判断したためであります。 なお、参考でございますけれども、住民税を基準としている自治体の中には、その制度により財政がひっ迫し、見直しを考えている自治体もあるようでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	先ほどの県の資料の中で、県内では多いところで33.15%、これは水巻町です。その中で筑前町は9.34%、下から6番目です。 県の平均でも20.5%の方々がこの制度を活用されています。筑前町の認定基準に該当しているにもかかわらず制度を利用されていない方々がいるのではないのでしょうか。 町の認定基準の3に「児童扶養手当を受けている」という項目があります。健康課で10月末時点の児童扶養手当受給世帯を調べてもらったところ、280世帯ありました。 教育課からいただいた10月1日現在の、就学援助申請件数は、申請184件、うち認定182世帯となっています。約100世帯の方々が該当しているにもかかわらず、申請すらしていないことになります。 5つの認定基準の1つである児童扶養手当を受けている人だけでさえ、100件の申請がされていない中で、他の4つの要件を加えると、まだまだ増えるのではと懸念されます。 該当しているにもかかわらず申請されていない世帯への対応、対策は、何か考えているのか、見解をお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、この制度が申請主義であることがあります。1つにですね。 議員が言われる児童扶養手当受給世帯数が280世帯ということでもありますけれども、健康課に聞きましたところ、この数字は小中学生に限らず、対象世帯すべての数値であって、小中学生に特定すれば100世帯にも上ることは考えにくいと思われます。 そこで教育課といたしましては、次のような周知をすることで、申請もれ者の軽減に努めているところであります。 第1に、前年受給者には、1月に文書で個別に通知をしております。 第2に、広報に、2月号と9月号に、年2回掲載をしております。 第3に、児童扶養手当担当課である健康課に、窓口にて問い合わせ対応のお知らせ

	文書を、配布を依頼しております。 第4に、全保護者へ就学援助の制度のお知らせという文書を、1学期初めに学校を通じて配布しています。その他にも、学校長や関係各課と連携を図っているところでもあります。 結果といたしまして、対象者が増えたこともありますけれども、周知により制度が浸透しているものと考えております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	就学援助の充実は、子育て支援に繋がります。関係各課との連携を取り、細やかな対応をお願いし、次に進みます。 次に、高校生奨学金給付金補助事業について、お尋ねをします。 平成22年、2010年4月から家庭の状況にかかわらずすべての意思ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、家庭の教育費負担を軽減するとして、公立高等学校の授業料無償化とともに、私立高校生などへの高等学校等就学支援金が創設されました。 全国の高校生を持つ保護者の方々の家計にかかわる教育費の負担が軽減されたことは言うまでもありません。この法律の一部改正が平成26年4月1日から施行され、平成26年度から授業料以外の教育費、教科書、教材、学用品、通学用品、校外活動、生徒会、PTA、入学学用品費等負担を軽減するため、低所得者を対象に支援が行われることになりました。いわば高校生向け就学援助制度といえるものではないでしょうか。 これまで高校生、大学生に対して生活福祉資金貸付の教育支援資金や母子寡婦福祉貸付金の就学資金、日本政策金融公庫や雇用能力開発機構などの教育ローン貸付、日本学生支援機構の奨学金等様々な貸付制度がありますが、いずれも在学中から、あるいは卒業後6カ月目から返済が始まります。卒業してもなかなか正社員として安定した就職ができない社会の中で、生きていくのが精いっぱい、返済できない家庭が増えて来て、次の世代への貸付にも影響が出てきています。 この補助事業は、給付ですから返済の必要はありません。中学校を対象に、この補助事業の啓発をして、対象者には制度の周知を図るべきと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この類の質問につきましては、本年9月議会におきまして、深野議員からも啓発についての要望を含めた質問があったところであります。 福岡県では、国の制度を活用して、平成26年度以降に高等学校に入学した生徒がいる低所得者世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費として、具体的には修学旅行費、教科書費、教材費等があり、高校生等奨学給付金を支給しております。 詳細でありますけれども、高校入学後に説明がありますけれども、高等学校奨学支援金と同様に、高校生等奨学給付金につきましては、中学校の進路説明のうちに説明をしております。教育委員会といたしましては、高等学校奨学支援金並びに高校生等就学給付金の手続きに遺漏のないように、懇切丁寧に説明するように指導をしております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	11月4日付西日本新聞の一面トップ記事に、九州の子ども2割が貧困という衝撃的な報道がされていまして、記事の中にもありましたが、先ほどの就学援助にしても、奨学給付金にしても、申請しないと受けられません。制度の活用を促し、より多くの方々が享受できるよう、力を尽くしていただくことをお願いし、次に進みます。

	次に、保育料について、お尋ねをします。 新制度では、保育料がこれまでの所得税額に応じた算定から市町村民税額に応じた算定に変更されました。また、これまで所得税額に応じた保育料の算定では年少扶養控除、子ども１人につき３８万円が加味されていたため、子どもが多ければ多いほど実際の所得より少ない所得に対して税額が算定され、保育料が計算されていました。 この年少扶養控除は２０１０年度税法改正により廃止されましたが、保育料の算定については、激変緩和のためみなし適用がされていました。 ところが今回、算定方法の変更により、年少扶養控除のみなし適用は原則廃止となり、代わりに、子どもの数にかかわらず、年少扶養人数２人を基準として、所得階層を算定する方法が取り入れられました。 そのため、とりわけ子どもさんの多い多子世帯において税額が変動し、保育料が大幅に値上げになったという事例が、全国でも数多く報告されています。 例えば大阪府豊中市の子どもが５人の家庭では、これまで６，６００円だった末っ子４歳児の保育料が、５歳児で３３，０００円になる。仙台市の子ども４人の家庭では、これまで子ども２人分で８，２９０円だった保育料が、４月から３７，３５０円と、４倍にもなるなど負担増になっています。 値上げとなった世帯に対し、負担の軽減を図るべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保育料につきましては、子ども・子育て支援法の規定によりまして、国の基準額を限度として、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額とされております。 筑前町では、筑前町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例及びその施行規則により、区分に応じ定められております。 議員が言われましたように、国が定めている階層区分及び基準額につきましては、夫、妻、子ども２人の世帯をモデルとし、廃止前の年少扶養控除対象とした場合を想定し作られております。 国の説明では、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことによる利用者負担額が変動する世帯が多く発生する可能性があることから、旧制度の利用者負担の水準を基本にして、モデル世帯の推計年収をもとに、年少扶養控除の廃止、所得税から市町村民税への変更による影響等を総合的に判断し、改正前後で極力中立的なものとなるよう配慮されているということです。筑前町では、国の基準額をさらに細分化して、独自に負担軽減を図っております。 また、制度改正の影響につきましては、利用者それぞれの世帯で所得や仕事、世帯員の構成、子どもの年齢など、いろいろな要素が年によって変わっていきますので、各世帯ごとに比較することは非常に困難です。 新制度への移行に関する保護者の方への説明会も、昨年１０月から１１月にかけてまして、保育所入所者につきましては各保育所で、一般の方につきましては、めくばー健康福祉館において実施しております。それで保護者の方々にはご理解いただいているというふうに考えております。 個別の相談にはですね、その都度応じまして、事情に応じまして支援させていただいております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	そもそも国が定める保育料の精算基準が高すぎるという問題がありますが、今後少子化対策としての保育料問題は非常に重要であり、町において保育料引き上げになら

	ないような年少扶養控除に代わる減免措置を導入すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、こども課長が説明しましたとおり、その方針で進んでいきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	子どもたちは地域の宝、町の宝です。子育て支援の充実を公約の柱に掲げている町長として、今後とも子どもを産みやすい、育てやすい筑前町にするためにも力を尽くしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。 次は、暮らしを取り巻く問題について、3点お尋ねをいたします。 初めに、敬老館、めくばり館の入浴時間の延長について、お尋ねをします。 まず、ここ3年間の両館の利用者数は、どのくらいあっているのか、お尋ねをします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 初めに敬老館のほうから回答しますけれども、平成24年度15,001人、平成25年度14,220人、平成26年度12,993人。 次にめくばり館です。平成24年度12,227人、平成25年度10,244人、平成26年度10,182人。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	昨年の一般質問の中で、オアシス篠栗の総合福祉センターの事例を出しましたが、町内外から年間13万人もの方々が来館されているという事例です。また、近隣市町村でも入浴時間帯を延ばして、勤め帰りの方々、1日の農作業を終えた農家の方々などの利用があっているというお話も聞いています。 町民の方からも延長できないのか、という要望も上がっています。来館者を増やすということにも繋がります。筑前町でも入浴時間を延長したらと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 確かに今申し上げましたとおり、過去3年間を見ましてもですね、入館者数は減少傾向にあります。 しかし、この3年間でですね、入浴時間を短くしたということもございません。平成20年からですね、今の時間は継続しております。 入館者の減少傾向はですね、めくばり館の開設当時、あるいは敬老館の開設当時と比べますと、高齢者の趣味やライフスタイルの変化もあり、個々の楽しみが多様化していることや、当時はなかった娯楽施設も近くにでき、利用者の後継者が少なくなっていることが大きな要因ではないかというふうに考えております。 また、めくばり館と敬老館の受付窓口で、現在の風呂の利用状況を確認しましたが、入浴時間帯に混みあって待ちが出ることもなく、現在の時間帯で、利用にご理解をいただいて、円滑な運営ができていているということでございますので、現在のところ入浴時間を延長するという考えはございません。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	せっかくつくった複合施設です。より多くの来館者を迎え入れるための方策を検討していただくことをお願いし、次に進みます。 次に、百万池公園の木製デッキについて、お尋ねをします。

	このことについては、昨年第3回定例会の折に、早急な改善をお願いし、課長も答弁の中で、次年度当初予算で修繕したいということでしたが、1年以上経った今でも相変わらずそのまま木が反り返り浮き上がったままになっています。修繕はいついつするのか、お尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 百万池公園の木製デッキの補修につきましては、樹木の根切の関係で、冬場を待ちませんと樹木の成長に影響があるということで、冬場施工を考えておりました。 現在は、この工事は発注しておりまして、本年度内に完成する予定でございます。
議 長	河内議員
河内議員	私たち議員は、町民の方々の様々な要望、要求、意見を議会に一般質問で反映し、執行部の答弁を求めています。また、その回答を町民の方々にお返ししています。 議場での発言は公の発言です。今後とも有言実行で早め早めに取り組んでいただくよう要望し、次に進みます。 次に、住宅リフォーム助成制度の継続について、お尋ねをいたします。 多くの町民の方々、町内事業者の方々にたいへん喜ばれている住宅リフォーム券交付事業です。 先の6月議会、町長の答弁でも、継続については予算編成時に再度検討したいということでした。今まさに、その予算編成の真っ只中ですが、どのような検討となったのか、お尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 今年度新規創設事業をしており取り組んだ筑前町住宅リフォーム券交付事業は、当初予算額と流用額及び補正額合わせて1,781万円の予算を確保し、対応してまいりました。 本年度に限り地方創生事業の地域消費喚起生活支援型の交付金が充てられましたが、平成28年度以降継続となれば交付金がないため一般財源対応となります。 平成27年11月末現在では事前申請件数が97件であり、1,734万円の住宅リフォーム券交付の予定となっています。 この消費喚起による筑前町の中小企業者への内需効果としましては、約1億1,450万円になります。町内の中小企業者へ1億円以上の景気対策にもなっており、また、リフォームされることにより、広義の意味で長く住み続ける定住促進にも繋がっているのかとは思われます。 今年度につきましては、10月いっぱい事前受付を終了しているところでございます。現在は、来年度予算編成時期であり、一般財源対応であることを念頭に検討している状況であり、予算要求はしたいと考えています。
議 長	河内議員
河内議員	1億を超える経済波及効果があったということです。 次年度は事業者からの事業税の増収も見込めます。昨年9月議会でもご紹介しましたが、国の2014年度予算では、長期優良住宅リフォーム補助、補助率3分の1、上限1戸当たり100万円が実施されています。 来年度予算にも計上されるかはまだ未定ですが、そういった補助金等も大いに活用し、今後も長期にわたり継続していただくことをお願いし、次に進みます。 次に、同和問題について、お尋ねをします。 部落解放同盟に対する補助金669万円の削減へ向けての協議については、先の9月議会にも質問しましたが、予算編成の時期に入り、どこまで協議が進んだのか、再

	度お尋ねをいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 9月の定例会で回答したと重複するかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。 部落解放同盟の朝倉地区協議会への補助金につきましては、議員ご承知のように、過去平成14年から平成18年度までの5年間で約25%の削減をしてきております。その補助金削減以降、解放同盟の協議会につきましては、厳しい財政の中で人権・同和問題に関する教育啓発活動を行っていただいているところです。 今回の補助金削減の要請につきましては、現在、朝倉市が代表幹事となっておりますので、協議を行っていただいているところです。 朝倉市からの経過報告によりますと、現在、具体的な協議を詰めさせていただいているという報告を受けておるところです。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	平成23年第1回定例会の折にも、削減を求める質問をしました。そのときの事例として、お隣の筑紫野市のことを出しました。 当時人口10万人、財政規模290億円の筑紫野市でさえ、部落解放同盟に対する補助金は6,962,500円でした。当時人口3万、財政規模140億円の筑前町では658万円もの補助金を支出していました。 4年経った現在、筑紫野市の財政規模は310億円です。その中で部落解放同盟に対する補助金は5,639,620円と、何と1,322,880円も削減されています。人権・同和政策課のお話では、3年ごとに見直しをしているということでした。 それに比べ筑前町はどうでしょうか。財政規模130億の中で、6,690,320円と、削減どころか11万円も増えているではありませんか。1つの任意団体にすぎない団体に対しての補助金としては、あまりにも大きな金額です。削減、減額を強く求め、協議に臨んでいただくことを重ねてお願いし、次に進みます。 最後に、農業を取り巻く問題について、お尋ねをいたします。 初めに、TPP問題について、お尋ねします。 TPP問題については、昨日、2番 田口議員からも質問があつていましたので、なるべく重ならないようお尋ねをします。 TPP交渉からの撤退については、先の3月、第1回定例会の折にも、農業を基幹産業としている町として、国に撤退を求めるべきと進言し、町長もTPPに反対の立場を表明し、全国町村長会への働きかけも約束していただきました。 全国町村長大会では、昨日の課長の答弁にありましたよう、11月18日にTPP協定に関する特別決議もあげています。重要5品目は交渉から除外するとした、自分たちで決定した国会決議です。それなのに重要5品目では586品目のうち174品目、約30%で関税が撤廃されます。5品目以外でも、今まで関税を撤廃したことがない248品目では221品目、実に約90%、農林水産物全品目では2,328品目中1,885品目、81%が撤廃されるという大筋合意です。 マスコミ各社は大筋合意が決定であるかのように取り扱っていますが、大筋合意は決して最終決定ではありません。政府は、TPP署名後の国会で批准すると言っています。日本かアメリカ、どちらか批准しなければ、TPPは発効できません。国に批准しないよう求めていくべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 議員が今、説明されましたように、11月18日の全国町村長大会、私も出席をい

	たしまして、このＴＰＰ協定に関する特別協議に賛同いたしました。 そして、私は行っておりませんが、代表者が関係省庁等にですね、強く要望してきたところでもあります。 その中で、そういった議員が言われましたような運動も展開していきますけれども、１０月５日にＴＰＰの協定交渉の大筋合意がなされたという事実は受け止めながら、物事を進めなければならないと、そのように考えております。 特に、本町で大きな影響を与えます米、麦につきましてですね、しっかりとした対策を取っていただきたいということを、取るべきだというふうなことで要望しているところでございます。 本町も米、麦、大豆の産地でございます。本町の農産物の中でですね、億以上に上げている産物はこの３品プラス梨しかございません。そういった状況から比べますと、朝倉地域の中でもＴＰＰの影響が一番大きいのは、本町であると、そういった認識を持っているところでもあります。 ただいかなせん、一番厳しい米がですね、ますます下落傾向になり得るのではなからうかという危機感を、我々はきちっと受け止めなければならないと思っております。 どういった事態が起こるだろうかということを想定いたしますと、ますます転作が増えてまいります。転作として、大豆をしっかりとですね、栽培し販売しなければならないということもございましたので、先月、ＪＡの組合長とも懇談をいたしまして、ぜひ、この大豆対策についても、お互いしっかり取り組んでいこうじゃないかと。町として、行政としても取り組んでいくということを表明し、今後の協力を約束したところでございます。 本町におきましてはですね、本当にみなみの里において、六次化ということの実験をやっているところでもございます。今、みなみの里に視察が一番多いのはですね、加工コーナーであります。やはり全国あるいは九州のいろんな自治体が、あるいはＪＡが、何に関心を持っているかと申しますと、六次化でございます。どうやったら加工がうまく作れるのか、消費に結びつくのか、利益があるのかということでございます。より農家の所得向上に向かってですね、関係団体とも連携して、進めていきたいと、そのように考えます。
議 長	河内議員
河内議員	今定例会に、筑前あさくら農政連、筑前あさくら農業協同組合からもＴＰＰに関する請願書も提出されています。１人の反対もなく、全会一致で採択されることを強く願ひ、最後の質問に移ります。 最後に、貸農園事業について、お尋ねをします。 初めに、安の里ふれあい農園について、お尋ねをします。 都市と農村の住民が農業を体験し、農業への理解を深めるとともに、豊かな自然、文化、人々との交流を通して、余暇活動の場として設置された安の里ふれあい農園ですが、現状について、３点お尋ねします。 貸付区画、町内外の比率を含めた利用状況、空き待ちを含めた申し込み状況、以上３点について、お尋ねをします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 平成１６年から開設しました安の里ふれあい農園の関係でございます。 まず、利用状況でございます。 平成２７年度の利用状況につきましては、町内の方が３８名、町外の方が３０名の計６８名となっておりますところでございます。

	なお、区画につきましては84区画となっております、1区画当たり24㎡の面積となっております。 利用者と区画の差がございますけれど、空きがある場合は、お一人2区画までご利用をできるようになっておりますので、現在は84区画すべて埋まっているような状況でございます。 また、申し込み状況につきましては、毎年3月に募集を行った後に、抽選を行い、4月に更新というような手続きをしておるところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	全区画、また町外からも約半数の方が利用されているということで、目的に沿った事業が展開されているようです。 そこでお尋ねしますが、農家の方々から、年を取って畑仕事もままならない。このままでは農地もやがて荒れてしまう。ふれあい農園のようなことが自分たちにできないものかという声をよく耳にします。交流人口を増やすという上でも、貸農園事業を一般農家の方々に広げるべきではないかと考えます。 一般農家の方々が貸農園をする場合、条件とか留意点はどういうものがあるのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、貸農園を行われる場合、やり方といたしましては、概ね3つの方法がございます。 まず、市民農園整備促進法によるもの、2つ目は特定農地貸付法によるもの、そして農園利用方式という概ね3つの方法がございます。 市民農園整備法あるいは特定農地貸付法につきましては、町のほうで整備運営計画などを作成する必要もございますし、町と開設者で貸付協定を締結して、農業委員会などの承認を得る必要がございます。 今、巷で貸農園が行われておる分につきましては、3番目の農地利用方式と申しまして、これは町等への手続きは特段ございません。開設者と利用者で、農地利用の契約を結んでいただきまして、開設者の指導管理の下、利用していただくというような形でございます。 一般の方が貸農園をされる場合には、この方法が一番取り組みやすいのではないかと考えておるところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	農村振興局、都市農村交流課の調査では、平成26年3月末時点で、全国に4,113カ所、そのうち農業者の方々には946カ所、そのうち171カ所が農園利用方式で開設されています。交流人口を増やす1つの方策として、この事業を捉えていただくことをお願いします。 また、行政として何か支援すべきではと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 貸農園の農園の開園、運営にあたりまして、現在のところ補助金等の支援につきましては、特段考えてはおりませんが、開園された場合におきましては、広報などへ、住民の方々への周知など、側面支援をしたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	先ほど、先に言ってしまいました。すみません。 交流人口を増やす1つの方策として、この事業を捉えていただくことをお願いし、

	私の一般質問を終わります。
議 長	これで、14番 河内直子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 1時55分より再開します。 (13:42)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:55)
議 長	15番 田中政浩議員
田中議員	皆さんこんにちは。 質問に入る前に、今日は何の日シリーズということでですね、一般質問初日の12月8日は太平洋戦争開戦の日でございます。1941年、昭和16年12月8日、午前3時9分、現地時刻で7日7時49分に、日本軍がハワイ、オアフ島、真珠湾のアメリカ軍基地を奇襲攻撃し、午前4時米英に宣戦布告、3年6カ月に及ぶ太平洋戦争でございます。日本側呼び名は大東亜戦争勃発でございます。 その他いろいろあるかと思いますが、75年前の歴史の1ページでございます。関心のある方はウェブで確認をお願いしたいと思います。 そして、本日12月9日は、障害者の日でございます。1975年12月9日、国際連合の第30回総会において、障がい者は、その障害の原因、特質、及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有するという、障がい者の権利に関する議決、国連総会議決3447が採択された日でございます。 障害の有無や年齢、性別にかかわらず、すべての筑前町の町民が平和で安全・安心に過ごせる町づくりのために、本日一般質問をさせていただきます。 それでは質問に入ります。 今回の一般質問の内容でございますが、重複する質問もあります。私なりに違った角度から、安心・安全の町づくりの、大きく5件の質問をいたします。 福岡県では、県民、事業所及び市町村と一丸となり、安全で安心して暮らせる町づくりを進められております。安心・安全な町づくりを進める上で、防犯カメラの設置は広く有用であると認められており、民間施設では防犯カメラの設置が進んでおります。 設置に伴い、知らないうちに事故の容貌が撮影され、目的外に利用されることに不安を感じられる方もおられるようでございますが、福岡県の調査では、多くの事業所から、防犯カメラの設置は、犯人の検挙、犯罪の防止効果があったとの回答を得ております。 ここでお尋ねです。 1の1については、昨日の奥村議員の質問で確認いたしましたので、結構ですが、1の2の質問で、多目的運動公園に設置をしていただきたいと思います。 9月より一部オープンし、土日にかかわらず、お子様連れのご家族が非常に多く遊んでいらっしゃいます。全体的にオープンになり、隣接するホテル等もオープンし、昼夜間にかかわらず大勢のお客様が增えるだろうと思います。 そんなときのために、犯罪抑止力、安全対策、管理運営はどうなさるのかを確認いたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 防犯カメラの件は、昨日に続いて、いろいろ回答がなされておりますけれども、重複

	するところもあるかと思いますので、よろしくお願いします。 防犯カメラは犯罪の抑止力や事件、事故の捜査関係で使用され、テレビ等でも度々放映されています。住民生活に直結する公共施設の重要な施設などでは、危機管理対応策として監視カメラを設置し、日常管理する必要があると思われます。 多目的運動公園に防犯カメラを設置の考えでありますが、カメラの撮影範囲、解像度とかデータ整理の器具など、性能を考慮すれば、安価なものから高額のものまで多種多様にあります。 設置することは、有事の際には有効に利用できますが、情報管理も重要な責務となっておりまいます。本年度管理棟が完成し、来年度以降は公園の利用時間帯は管理人が常駐しますので、定期的に園内パトロールもお願いする予定でございます。 防犯カメラの設置につきましては、総合的に状況を見ながら検討していきたいと考えております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	これはお願いではなく、設置を望むところでございます。 たぶん管理者の方がパトロールしてもですね、見えない部分と夜間とか駐車場とかですね、そういうことはいろいろなことがあるかと思いますので、ぜひ、設置を望みたいと思います。 朝倉警察署でもですね、防犯カメラの設置について、アドバイスを設けているそうでございます。今回の、この防犯カメラについてですけど、町長の考え、防犯カメラの考えについて、見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 防犯カメラは非常に有効な予防効果があると、私はそのように認識しております。 今後さらに性能アップもなされるでしょうし、国の補助事業等も多く提案されるかと思いますので、十分アンテナを張ってですね、議員が言われますように、非常に有効だと思っておりますので、グラウンドにかかわらずですね、いろいろ検討していきたいと思っております。
議 長	田中議員
田中議員	たいへん前向きなお話をありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。 次の質問になります。 国際的に水銀を管理することを目指し、水銀に関する水俣条約を受けて、2020年までに水銀添加製品の製造、輸出、輸入が禁止される見通しです。 そこで確認ですが、本町の管理している場所で、水銀灯を使用しているのはどれくらいあるのかを、お尋ねしたいと思います。 町の施設、公園、使用状況はということで、お尋ねしてます。
議 長	財政課長
財政課長	調査しましたところ、水銀灯ということで調査しております。53施設に962基、それから防犯灯につきましては、2,442基があるというように、今のところつかんでおるところでございます。
議 長	田中議員
田中議員	たいへん多い水銀灯だと思っております。 その旨なんですけど、今後の対策として、どのようにお考えなのか、お尋ね申し上げます。
議 長	財政課長
財政課長	先ほどのですね、水銀灯全面禁止ということでございます。中身を見ますと、製造、輸出入の禁止であり、使用に関してはこのままできとなっておりますが、基本的に

	は製造がなくなってくるということで、国の見解としても、順次LEDへのですね、置き換えというのが言われております。 LEDにつきましては、施設のLED化ということで以前から検討しておりました。試算として、さっと上がってくるのが、コスモス、本庁舎でございます。これが大体1,500万ほどかかるということで言われております。 これが、まだどんどん製品が進んでくればですが、そういうものが、他の施設はまだ試算をしております。どのくらいかかるものか、全然分かっておりません。そういう中で、それだけのものを順次変えていく必要があるということで思っております。 国のほうとしてもですね、これについては補助制度というのが、来年度ですね、概算要求の中に環境省が上げております。まだ予算要求として上がっていることで、決定ではないと思いますが、地方自治体の庁舎内ですね、LEDの交換のための補助というのがあるようでございます。それから、街路灯というのもあるようでございますので、そういうものを含めて、今から研究しながらやっていきたいと考えております。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございます。 いっぺんにLED化というのはかなり難しいかと存じます。防犯灯を含む、今後のLEDの設置を、計画的に変えていくことが大事ではなかろうかと思っております。よろしく願いしたいと思います。 それでは、次の質問に入ります。 町が所有している土地についての質問です。 個人で遊休土地を持っていればですね、売却する、借地する、太陽光の設置をする等いろいろな方法で試算の運用を考えると思っております。このことを踏まえて、質問に入ります。 町が管理している住宅跡地、遊休土地を売却する考えはあるのかを、まず、お尋ね申し上げます。
議 長	財政課長
財政課長	以前から議員が言われておられましたと思います。この件につきましては、町としても検討してきております。遊休土地、特に大きな計画がないものですね。 計画があれば、当然そこにしていくわけですが、計画がないものについては、売却ということを考えております。 ただ、何せ公売という形で一般入札ですね、公売という形でやっていくというのが原則でございますので、今、その手立てとしての研究を進めておるところでございます。 来年度にはですね、試しに、試しにという言い方はおかしいんですが、なければ一度公売というのをかけてみたいと思っておりますし、そういうことであれば、当然、利用計画がすぐ出てこないような土地があればですね、進めていきたいと思っております。 特におっしゃっているように、町営住宅の跡地がありますので、福島団地等につきましては、住宅地としては優良なところだと思いますので、そういうのをですね、できればしていきたいと。 そして、今言われております地方創生の中にですね、定住促進というのがございます。若い方に住んでいただいて、人口が増えるということは大事なことだと思いますので、そういう方向でですね、行きたいというような考え方はございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	売却する考えはあるということでございます。 その内容の中でですね、公有財産利用検討委員会というのがございますけども、そ

	の委員会の開催は、年間どれぐらい開催してあるのかを、お尋ね申し上げます。
議 長	財政課長
財政課長	申し訳ありませんが、私が財政課長になりまして、1回もまだ開いておりません。その点については反省しておりますし、今回、いわゆる公有財産検討委員会というのは、公有財産審議会の下部組織として、庁内組織として組織されているものでございます。当然、その下部の検討ということでございますので、諮問会議にかける議題をということでございます。 今のところ考えておるのは、まず、町内での計画の整理、大きな計画があるのかということですね、跡地について。なければ、次の段階としては、財政課サイドでの公売の検討ということを進めていきたいというふうに考えております。 おっしゃっていた公有財産検討委員会というのは、開いておりません。
議 長	田中議員
田中議員	委員会を、設置あるわけですから、審議会ともどもですね、審議会の開催もしていただきたいなと思っております。 それから確認でございますけども、平成26年度6月議会において可決いたしました山隈の壽団地の跡地の売却は、当然、審議会、検討委員会で検討はなされていないということでよろしいのでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 いろんな資料を見る限りではですね、されてないように思っております。 一部売却し、あと残りをですね、今、山隈区に貸しておるといような状況でございますが、ないと思います。
議 長	田中議員
田中議員	今後のどのように考えをとというような状況ですけど、もし、そういうことがですね、大事じゃなかろうかと。委員会、審議会を通じて売却したり借地したりするのを、検討する場が、そういうのじゃないかなと思いますので、今後について、先ほど答弁のような状況でよろしいのでしょうか。 町長、あったら一言お願いしたいと思いますが。
議 長	副町長
副 町 長	私のほうからお答えいたします。 審議会においてはですね、町長の諮問機関というふうなことで、必要に応じて開催するというふうなことでございます。 しかしながら、この審議会においてはですね、合併当初、お互い似たような施設を持っておると、土地を持っておるといようなことでですね、合併当初立ち上がった審議会でございます、その後必要ないんじゃないかというふうなことで、一時ですね、条例の廃止とかですね、そういうのも考えた時期がありました。 検討委員会についてはですね、内部の検討委員会でございます、それについては今後ですね、しっかり検討して、そしてその内容を議員さんたちに、一応検討していただくというような流れをですね、つくっていききたいというふうに思っております。 以上です。
議 長	田中議員
田中議員	副町長ありがとうございました。 私が思うにはですね、審議会も一度開催をしていただいでですね、その旨をお話しながら、必要なければ、そういうふうに言っていただければいいのかなというふうな状況でございます。 現在あるわけでございますので、その旨お願いしたいと思っています。検討のほう

	をよろしく願いいたします。 続きましてですね、本町の下高場地区のグラウンド売却を行い、売却金額プラスで多目的運動公園に変わりグラウンドとその他を含む運動公園になっております。公園のケースはどこの地区にでも当てはまるものではないと思いますが、売却を行って、地域の道路、河川などの、今後必要になる事業の費用に充ていただき、町づくりに活かしてもらいたいなというふうに思っております。町営住宅跡地とかの問題ですね。そういう形です。 ここで確認と提案をしたいと思います。 今、三輪中学校の横の浦の原団地跡地でございます。2, 393㎡、725坪あるわけですが、現在、三輪中学校の駐車場として教育委員会が所管してあるようでございます。年間何日ぐらい使用なさるのか、また、現在真砂土が山積みでございます。いつ整地なさるのかを、確認いたします。
議 長	教育課長
教育課長	申し訳ありませんけれども、私、町営住宅の跡地が教育課の所管ということを、そのとき、今回初めて知りまして、全く申し訳ないと思っておりますけれども。 何日間利用されているかということでございますけれども、学校に尋ねましたところ、学校行事等で約6日間、マックスでも1週間ぐらいだというふうに聞いております。学校行事だけの話でございます。 真砂土の処理につきましては、今年の9月に消防団の防災訓練のため使用した残りの利用について、学校に相談したところ、野球部がグラウンド整備のために利用したい旨の要望があり、学校が利用するということになったそうでございますけれども、現在残っている分につきましては、もう学校としては必要ないということでございました。そのため環境防災課に、今のところ学校を通じて処理をお願いしているところでございます。 また、ここは運動会等のときの駐車場として利用をしております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	では、依井の821の1、町有地でございます。1, 520㎡、460坪ほどあるみたいですが、プレハブがあります。現在どこの所管が使用してあるのか、また、コンクリートのL型擁壁、U型側溝があるようです。管理はきちんとなさっているのかを、確認いたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員質問の箇所につきましては、町の建設工事で発生をしました既存のU字溝等をですね、再生利用と思われるものについて、保管をしております。 目的としましては、各行政区等で再利用される場合に、無償で提供するために置いているものでございます。数値的な在庫管理はしておりませんけれども、日常的な点検はやっているようなところでございます。 この用地がもし売却をされるというようなことになりましたら、再度行政区等への希望の確認なり、一般の方への確認等を取りながら、希望がなければ産業廃棄物として処理をするという形になろうかと思っております。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	一部でございますけれども、プレハブについては、文化財の収蔵庫として利用しております。中は、管理も含めて、周りの草取りも含めて、教育課の文化財のほうで一部は管理しております。 横山議員からもその件については、再度いろんな要請があつておりますので、今後

	の課題だと考えております。
議 長	田中議員
田中議員	プレハブのまわりはですね、かなり草は取られてあるんですけども、半分から奥のほうですね、雑草が多くあるようでございます。ご報告しときます。 私が言いたいのはですね、中学校の横の団地跡地にはですね、売却ができないようであれば、そこに全部移動してですね、売却できるのは売却したほうがいいのかというふうに思っております。 依井の土地を早期売却して、井ノ原団地跡地を整備することで有効利用ができるのではないかと考えてございます。この点については、どんなでしょうか。お尋ねですけど、いいでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 今ありますような遊休財産と申しますか普通財産につきましては、整理をしながら、売却ができるものは売却をしていくという方針でございます。 今まで公売というのをですね、なかなかやったことがございませんので、そこ辺勉強しながらやっていきたいと。そして、何度も申しますように、基本的には、住宅地の中のものであれば定住ができるような、促進ができるような方法でですね、売却というのを1つ考えております。これができるかどうかというのは難しいことですが、計画的に進めていきたいというふうには思っております。
議 長	田中議員
田中議員	計画的によりしくお願いを申し上げます。 関連なんですけど、福島団地、松延団地がですね、空き家の状態になりつつあります。福島団地は4, 880㎡、1, 478坪、松延団地、約5, 774㎡、1, 749坪、それに少年自然の家宿舍跡地、1, 865㎡、565坪です。 夜須校区に全体で12, 519㎡ございます。3, 794坪ぐらいですね。計算上ではありますが、あります。 1軒当たり60坪計算で売却をすると、約60軒の建築ができる計算になります。ただこれを、また同じような質問になると思いますけども、夜須校区の町営住宅跡地についてはですね、今後人口増になり得る土地でございます。早急に検討を行い、計画的な跡地利用の解決策をお願いしたいと思います。 この売却に関してですけど、町長、所管をお願いしたいなと思っています。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 有効活用しなければならないと、遊休地については思っております。売却も1つの選択肢だと思っております。 松延団地等につきましてはですね、以前は地区のほうから集会所施設として、用地としての要望も上がっておりました。そういった場合はですね、ぜひとも地域の意見を聞きながら、進めていきたいと思っております。 言われますように、遊休地が出ております。これは、集落内にも遊休地が出てきております。そういったところも推進しなければなりませんので、ぜひ、宅地等の活用を促進していきたいと、そのように考えます。
議 長	田中議員
田中議員	前向きに検討のほうをよろしくお願いを申し上げたいと思います。 次に質問になります。 篠隈橋の前後は道幅が狭く、離合が困難でございます。今年保育園の運動会の朝、離合する際に、左側に寄り過ぎてですね、脱輪した車を目撃をいたしました。

	また、その先の交差点前後も道幅が狭く、車の離合が困難なうえ、町のちくちゃんバス等の路線でもあり、朝の保育園送りの際、渋滞している状況でございます。 本年10月に篠隈橋補強設計業務委託の発注が行われています。橋の補強工事と絡めて、道路拡張等ができないのかをお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、道路と橋の現況でございますが、二・篠隈・長者町線は、延長が約5.8キロほどございます。平均幅員は、道路台帳では6.16m、そのうち4m未満の箇所が940m程度ございます。現状は、マイクロバスを除く大型車の進入禁止と指定をされておるようです。 議員ご質問の篠隈橋から篠隈保育所前の道路幅員は、篠隈橋付近が約5.3m、篠隈保育所付近が歩道3.5mを含みまして11m程度ございます。 次に、篠隈橋ですけども、架設年次が昭和40年の3月で、ちょうど50年を経過をしております。橋長が23.5m、全幅員が4.7m程度で、車道部分が約4mでございます。 まず、道路の拡幅でございますが、篠隈橋から保育所までの現況の幅員は、全路線の中から見ると、比較的まだ広いほうでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、大型車通行禁止の現状もありますので、そういうようなものから判断しますと、現在での拡幅の緊急性はですね、若干低いのかなというふうに考えております。 今後維持補修等が上がってきますれば、そういう中で検討してまいりたいと思います。 1級町道の二・篠隈・長者町線は重要な幹線道路でございます。特に旧夜須地区の西部からですね、篠隈のほうを貫いた重要な道路でございますので、その中で4m未満の拡幅の解消が課題ではないかなというふうに思っております。 しかしながら、その沿線には家屋が連点しておりまして、用地の確保は非常に困難ではないかということが想定されます。 いずれにしても、同路線の拡幅につきましては、長期的な課題ではないかというふうに思っているところでございます。 続きまして、橋の拡幅でございますが、拡幅をするためには架け替え工事が必要となります。詳細設計をしたわけではございませんが、想定として1億5千万から2億程度かかるのではないかなというふうなことが考えられます。 今年度、橋の補修設計業務を委託して実施中でございますが、まだ結果は出ておりませんが、似たような橋の玉虫の場合の検討をした結果では、補償費として3千万から4千万円程度が想定をされます。 先ほども申し上げましたように、大型車通行禁止の路線でもございますので、費用対効果を考えますと、補修工事によって長寿命化をはかることが望ましいのではないかなというふうに考えております。 また、県の曾根田川の河川改修事業が今進められておりますけども、現在の計画は、国道386号の夜須橋まででございますけども、将来、県の改修事業が上流まで延ばされた場合には、架け替え工事の費用が、河川管理者であります県と、道路管理者であります町の応分の負担となることが想定されますので、町単独で架け替え工事を行うよりも負担が少なくなるのではないかと考えております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	現在の篠隈橋なんですけども、田んぼとの高低差がかなりあるんで、その離合をするときに左に寄りすぎて落ちたというふうな状況でございますので、転落防止とか、そういうふうな現状でされる範囲でお願いできたらなというふうに思っておる次

	第でございます。 次の質問に入ります。 今度は西部地区になりますけども、西部地区でございますが、国道３８６号線のコカコーラの事業所さんの手前からですね、左折し道なりに進めば新しい保育所付近に入ります。篠隈保育所で朝夕の混雑や離合困難は、二地区の保育園でも同じことが起こり得るのではないかとこのように思っております。 そこで、水路に蓋をかけて道仕様にするのか、道の拡張ができるのかを、その件に関して、地域の要望が先なのか、町が先行して行うのかを、お尋ねしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 最初に、現在西部地区に計画されています保育所の入り口につきましては、町道下見線が玄関口になる計画のようでございます。その付近は、幅員が約６ｍ程度でございますので、メイン道路としての機能はですね、下見線のほうで備えているのではないかなというふうに考えているところでございます。 水路に蓋をして拡張してはと言われています路線につきましては、先ほど申されました計画地裏の町道（ 後田 ）１号線、約３５０ｍでございます。現在は、ほとんどが農地に面した４ｍの道路でございまして、横に水路がございまして、 この地域は、都市計画の準工業地域でもございますし、開発を有利にさせるためには、道路の拡張は効果的な手段ではないかとこのように思っております。今後総合計画等を策定していく中で、先ほど言われた地元優先なのか、行政優先なのかは検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	西部地区に関してはですね、定住人口が増える見込みがあります。大きな道を確保すれば、民間の会社等が動き出します。また、筑紫野市隣接地帯でございますので、今後は大きな会社等の誘致予定があると聞いております。誘致する会社については、かなりの多くの人員を採用するようでございます。 しかし、誘致する会社は決定してからのお話となると思っております。町としては、新保育所の裏側に大きな道があれば、住宅等の開発は必ずできると思っております。改良等を含む、今後の考えとして、西部地区での町長のお考えは、どんなふうに考えてあるのか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 西部地区につきましては、４０年ほど前から３０年ほど前に区画整理の計画がございました。しかし、実現には至らなかったという経緯が思っております。 当然、福岡からの近接性からいたしましてですね、住宅地として活用できる土地でありますし、用途指定もなしているところでございます。ぜひともこの地区につきましては、都市計画の用途のとおり、目的のとおり、住宅地等を推進していきたいと。 当然、隣接の筑紫野市も大型店等の話もございますので、それを見通しながらですね、住宅化のためにインフラ整備も必要だと、そのような認識でございます。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございました。 今年は地方創生元年の年でございます。筑前町はまだまだ人口増ができる地域、自治体と、私は思っております。夜須校区、三輪校区それぞれの特色を活かして今後につなげ、安心・安全な町づくりをつくり上げていくことが、大事ではないかと思っております。 これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長	これで、15番 田中政浩議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 2時40分より再開します。 (14:30)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:40)
議 長	13番 一木哲美議員
一木議員	2日間にわたりましての一般質問、皆様お疲れでございます。今日の最後ということでございますけども、私の質問の、今回提出をさせていただきますけども、町営住宅に関する質問と、それからT P Pに少し絡む質問がですね、これまで質問されました他の議員さんとのですね、いくらか関連いたしますけども、事前に通告させていただいてますので、よろしく願いいたしたいと思います。 それでは、早速でございますけども、まず、最初の質問から入らせていただきます。町営福島団地の跡地利用についてということで、質問をさせていただきます。 合併を機に、夜須地区西部エリア、町営・公営住宅の建替えストック活用総合計画が平成18年3月に策定をされました。夜須地区篠隈団地第1期工事が、平成25年7月に竣工、篠隈団地第2期工事が今年6月14日に竣工いたしました。 合わせると42戸になり、利用、入居者の皆様にとっては、待ち望まれた願いが叶えられた。快適な生活ができ、喜びはひとしおでございます。 町営住宅の古いものは、昭和37年に建設されたもので、経過年数としては50年越え、耐用年限30年を大きく過ぎ、補修などを重ねて維持してきたのが現状ということです。 私は、今年6月議会で地方創生と人口増対策について、質問をさせていただきました。町営住宅に関する質問ということでございました。 夜須地区に計画する第3期町営住宅について、これまで町の計画では、現在の東小田団地を解体撤去した後に建設するとしております。 今、地方創生、筑前町創生の大きな将来を展望するとき、大胆な発想と思いますがということで、地域活性化に向けて、夜須地区第3期町営住宅を、去る6月6日に全線開通した筑紫野三輪県道77号、山麓沿線へ建設することを提案し、検討を求めたいと申し上げました。 町営住宅の入居要件、低所得、生活困窮者であることが、その入居条件となっておりますが、そのことは基本要件として守らなければなりません。町営住宅に対する新たな発想として、人口増向け、筑前町外などからの子育て、若者が入居できるような要件拡大、要件整備を行うことが可能となれば、生活困窮者の方及び子育て、若者にも利用してもらい、ひいては本町の人口増へ向けての一助になると考えるが、要件拡大整備への取り組み、検討を求めたいと質問しました。 今でもこのことが、第3期町営住宅建設に対する、私の考えでございますが、町は、私の提案は困難と申されているので、今回は違う目線で質問いたします。 夜須地区町営住宅建設計画は、当初、平成22年においては、篠隈団地建替え第1期工事、第2期工事完成後に、東小田団地は2LDKを12戸、3LDKを9戸、計21戸の建設。合わせますと、3期工事含めて63戸建設し、最終年度に福島団地、松延団地の解体工事を計画していると説明を受けていました。 最後にですね、福島団地と松延団地の解体ということで、説明を聞いていました。現在、平成27年、今現在の計画によりますと、町営住宅篠隈団地2期工事が完成

	をいたしまして、今後は福島、松延団地の解体工事設計を委託。解体工事を行う計画ということでございます。 町営住宅東小田団地については、平成28年度以降を解体設計、解体工事、建替工事を行う計画と説明を受けています。 このことを踏まえまして、質問に入らせていただきますけれども、まず、福島団地はすべて空き家となっていますが、今後の計画はということで、お尋ねをさせていただきます。 お聞きしますと、まだすべての方が出られてないということもあるようでございますけれども、説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	今後の計画ということでございます。 今のところ聞き及んでおります1戸、福島団地についてはですね、退去されてないと。松延団地については、全戸退去されておるということで、解体の計画が進んでおります。 当然、今のところ、行政財産としての管理でございますので、その後解体をし、それから普通財産としてなった時点で、財政課の管理になります。そういう中では、田中議員さん等がおっしゃってございましたように、運用をどうするのかということ言えば、ちょっと話しよりますけど、地方創生、定住人口の増加ということを考えながらですね、売却も含めた考え方でですね、計画を進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	少し踏み込んでお尋ねをしますけれども、私は、すべての方が一応退去なされてあるんじゃないかなというふうに見受けておりましたけれども、1世帯の方がまだ入居されてあるということみたいでございます。 この方につきましては、もうお願い等をなされてあるのかなと思いますけれども、今後の計画を進めていくためには、やはりある程度期間を設けられて、退去等のお世話とか、いろんなことをなされるんじゃないかなと思いますけれども、その点については、どんな風になされてあるものか、お尋ねを申し上げたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 福島団地におきましては、14世帯入居されておりまして、13戸の方は、1期、2期の篠隈団地のほうに移転誘導ができております。1戸の世帯の方がまだ入居中でございますが、個人的な諸事情のために、現在、昨年まで移転の協議をしていた状況でございますけれども、今申したような関係で、入居がされている現状でございます。 現在も引き続き協議を行ってまいりますし、今後は東小田団地の建て替え等にもかかわっていきますので、そういうところで、入居移転を進めていきたいと考えています。 今回入居されている家屋につきましては、福島団地の一番角地にあたる現状でございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	分かりました。 それでは質問の、私がお尋ねしたいところに入ってまいりますけれども、福島団地の件でございますけれども、東小田団地とちょっと絡みます。ということでですね、お尋ねしたいと思います。 福島団地の跡地利用計画についてということで、お尋ねをいたすわけでございますけれども、町営の東小田団地建て替えを計画なされてあります。この建て替えは、説明

	では、東小田団地を解体をされて、その場所に建て替えるということを聞いておりますけれども、福島団地を解体をされて整備をなされれば、こちらのほうに、今現在東小田団地の方たちも、新しく住宅ができれば、そちらのほうへ入居していただくことができれば、スムーズによろしいんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 なぜ同じ場所へ建て替えをするように計画をされてあるのか、この辺りが十分理解ができませんし、どういったメリットがあるのか。 東小田団地を建て替える前には、今の入居されてある方たちは、一旦町がお世話をされて、そして民間のそういった賃貸の住宅等へ移っていただく、こういったお世話もしなければならない。 また、今の町営住宅に入っている入居の賃貸料ですか、入居料、こういったものに乗せをした形の費用等も町が負担をする。引っ越しも2度しなければいけないということ等を考えればですね、概ね1千万とか、かなりの費用も掛かるんじゃないかなと思いますけれども、なぜ東小田団地は今の場所へ建て替えるのか。私は、福島団地を解体すれば、その場所へ建て替えたほうがいいんじゃないかというふうに考えるわけでございます。その点についての説明を求めたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員、先ほど前述で述べられましたと重複するかもしれませんが、お答えします。将来の筑前町町営住宅の取り扱いにつきましては、平成18年に筑前町公営住宅ストック活用総合計画を策定しており、公営住宅のストック活用について、町営住宅の基本目標整備水準を設定し、これらに基づいて、事業を実施することとしています。 ストック活用手法の判定では、福島団地、松延団地は用途廃止が最適であると判定され、東小田団地、篠隈団地は建て替えが最適と判定されています。 これを受け、平成22年には、筑前町町営住宅建替調査業務を行い、対象町営住宅の総合的な整備や管理方法や事業の優先順位などを検討し、また、入居者意向調査などを行っています。 福島団地及び東小田団地とも耐用年限を越えており、継続利用は不適であるという判断で、建て替えが最適な活用方法であると判断されているところでございます。 東小田団地の配置計画では、都市計画法及び建築基準法に適合させ、日照の確保、外周道路の6m確保、エレベーターの設置などありますが、住戸戸数は大幅に減少されることになります。 平成22年9月に、夜須地区町営住宅の建設について、筑前町営住宅建設委員会より答申を受けています。建て替え計画戸数は50から60戸が妥当、及び建て替え場所は土地の有効利用の観点より、篠隈団地、東小田団地が適当であるとされています。 また、平成24年には筑前町町営住宅長寿命化計画を策定しています。松延住宅及び福島団地は篠隈団地へ統合し、松延団地及び福島団地は公営住宅の行政財産から用途廃止を行い、普通財産へと所管替えするところです。 福島団地は昭和37年に、木造平屋戸建てとして建設され53年を経過し、公営住宅法の耐用年限30年を大きく超過しており、老朽化が著しい住宅となっています。 福島団地は本来であれば、本年度解体工事をする予定でしたが、社会資本整備総合交付金の要望額が満額に達しなかったため、来年度解体工事をする予定でございます。 東小田団地の建て替え計画及びそれに伴う入居者への対応は、今後実施計画に際して、検討をしていくところでございます。以上です。
議 長	一木議員

一木議員	これまでの経緯を、今、説明を受けましたので、そのことは尊重していかなければいけないというふうに思いますけども、まだちょっと理解ができないんですけども。 やっぱり費用対効果の面とかですね、工事のこととかいろんなことを考えた場合に、今のご説明でも、東小田団地の建て替えの前に、福島団地を解体をして整備をすると。整備までは進むかどうか分かりませんがですね。 であればその場所へ、今、東小田団地の方々が、先に住宅ができれば、こちらのほうへ入居できればですね、費用の件とかですね、スムーズに入居等ができるんじゃないかなというふうに思えてならないわけでございます。 今先ほど、筑前町のこの町営住宅の建設計画検討委員会等ですね、協議をされたということもお聞きしてますけども、どうしてもですね、同じ場所だというのが、よく理解できないわけでございますけども、第1期工事、第2期工事につきましても、場所のほうはですね、前の篠隈保育所跡へということで変わっておりますしですね、柔軟な考え方とか場所の問題とか、そういったことは、やはりその年、またそういった時期、タイミングですね、適切な場所とか経費、費用の負担とか、そういったことも含めながら、考えていくべきじゃないかなというふうに、私は思うんですけども。 この大方10年前あたりに検討されたことがですね、尊重しなければならないけれども、やっぱりこれが、これからの筑前町の住宅建設する場所においてですね、ここがどうなのかですね、経費、費用の面がどうなのかということも、しっかりと受け止めながら、責任もって建設を進めていかなければいけないんじゃないかなと、いうことを考えるわけでございますけれども。 どうもまだその点が、じっくり理解ができないんですけども。引き続きながらご説明を求めたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町営住宅の建て替え住宅につきましては、議員申し述べられるように、数年前の審議でございますけれど、これは、粛々とこの審議会等をしながら、計画的に進めてまいらなくてはいけないと考えているところでございます。 居住者の入居の移転とかですね、そういうものにつきましては、そういういろんな手法があるわけですけど、それにかかる経費につきましても、この社会資本整備交付金の中で補助対象として計上して、補助金が頂けますので、そういうものを活用しながら、適宜建設に向けて取り組んでいきたいと思っております。 先ほどから申しますように、今の現在の東小田団地の老朽化した住宅を仮住まいとすることは、たいへん危険な家屋に入居者を移転させるということになりますので、適切ではないというふうに考えております。
議 長	一木議員
一木議員	ちょっと今のご答弁で、東小田団地に今入居の方を仮住まいへ入居させるということは、適切でないというのはちょっと理解できませんけども。 東小田団地の方は建て替えを今の場所にする場合は、民間の住宅とか、そういったことを斡旋をなされたりされながら、本人が探されればそういったことでよろしいでしょうけども、仮住まいということじゃないかなと。その間は仮住まいかもわかりませんがですね。 ちょっと今の、危険に繋がることは、ちょっとよく理解ができませんでした。ご答弁が少し違ったのかなと思いますけども。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町営住宅の建て替えは、篠隈団地、東小田団地で建て替えを行うということでござ

	います。東小田団地、今はもう篠隈団地は完成しておりますので、それを除外しまして、東小田団地は現地建替えになりますので、現地入居者の方にはご迷惑をかけるような形になりますので、仮住まいを一時建設中はしなくてはならないと。そういうところで、いろんな手法があるかと思いますが、1つの手法として、町が借り上げて、そこに住んでいって、建設期間中そこに住んでいただく。そして、出来上ればまた戻っていただくという形になります。そういう費用も補助事業の対象事業になるということでございます。 それから、福島団地ではなぜいけないのかというのは、福島団地は先ほどから申しますように、建設後53年経っておりまして老朽化して、今度の台風でもかなり傷んでおります。 そういうところと、福島団地は、篠隈、福島の1番地1丁目みたいな、本当に1級町道の篠隈・福島線ですかね、その沿線沿いでございまして、たいへん有効活用が利用できる土地でございますので、それは今後の跡地利用検討委員会とかで審議いただいて、利用していきたいというふうに考えているところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	課長のご答弁が、ちょっとかみ合っていないみたいですが。 東小田団地を建て替える場合には、福島団地のほうへ仮住まいとしてというふうなことで考えられてあるんじゃないかなと思いますけど、そういったことは全く申ししていませんで、そこは違います。 福島団地はもう一応解体をするということでありますので、ここに仮住まいということは考えていません。 東小田団地の方が建て替えのときは、民間の賃貸の住宅とか、そういったところをですね、町のほうがお世話なり本人が探されて入居されると、賃貸でされるでしょうということを考えていますので。 福島団地の質問でございますけども、これは、私は、福島団地を解体すれば、そこへ建設をすれば、今現在東小田団地に入居されてる方たちも、建設ができた後にそのまま引っ越しができるし、今のまま住まわれてということも、それから今いろんな交付金等で措置をされるということですけども、そういった費用等は町の負担は少ないかも分かりませんが、そういったことがなぜできないのかなと、いうことを思っているわけでございます。 土地の有効活用、これは売却の話も出てますけども、同じ町営住宅だから東小田団地は東小田団地の場所でないといけないということに固執しなくてもいいし、現在の篠隈団地1期、2期もですね、場所が変わったところで集合住宅でなっているわけだから。 だから、建設検討委員会とかで協議されたことも尊重しなければなりませんけども、やはり民間の企業とか、いろんなところではですね、10年、5年後にはですね、1年のうちでもいろんな計画の変更をしなければいけないことだって、変更をしたほうがいいということだってあるわけでございます。 だから、そういったことを考えていながら、適切な第3期の町営住宅を、本当に今の計画どおりで建設した方がいいかどうかということですね、私はやはり考え、町の利益、そこを利用される方たちにとってもですね、一番いい方法を考える必要があるんじゃないかなということを思っているわけでございます。 これ以上のご答弁は求めはいたしませんけども、そういったことも頭に据え置きをなさっていただきながら、もう一度ひとつ、これは、多くの方がかわったこととでございますでしょうけども、これからの将来の筑前町の町営住宅、第3期をどうしたらいいかということ、もう1回検討いただきたいというふうに願うわけでございます。

	町長、今の点について、一言ございましたら。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、都市計画課長が説明いたしましたように、この住民の方にとっても1つの方針は示さないと、これが揺らぎますとですね、いろいろ混乱を招くことにもなりかねません。 それと併せまして、その後の土地の有効利用、町の利益にとっても有効利用、住民にとっても有効利用、考えますと、今の福島団地のほうがより有効的な活用ができるんではなかろうかと、そういった判断もございます。 そういったところも含めて、今のような建設改築計画になっていると思いますので、そのことも十分尊重しながら進めていきたい。 また、議員の意見は意見としてですね、十分今後踏まえながら進めていくべきだろうと思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	このことにつきまして、もう1点、質問させていただきます。 今、私が質問でお尋ねさせていただいておりますこと等が、もし叶えられればということですけども。 跡地利用計画ということでございますので、このことについて、もう1点だけふれさせていただきます。 福島団地の跡地を地域防災公園として整備活用する考えはということで、このことも考えていますのでお尋ねをさせていただきます。 篠隈やすらぎ荘入口交差点から消防西部分署へ向かう途中、左手側の公園、篠隈新道防災緑地公園がございます。災害時における緊急避難公園であり、地域住民に親しまれる公園として利用をされてございます。 福島団地跡地に、先ほどからご提案させていただいていますようなことが、もし可能でないということでもありますならば、この地域防災避難公園として整備すること、検討の中に入れていただくことは必要じゃないかなというふうに思います。 併せまして、公園が筑前町には、先ほどの質問の中でも出ていましたけども、78カ所ほどの都市公園があるということでございますけども、町民1人当たりの公園保有率と申しますか、この辺りを含めて、県内でどういうふうになっているかということも含めて、ご回答をお願いしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	公園の数字的なものですので、私のほうから答えさせていただきます。 福岡県の都市公園ですね、都市公園の1人当たりの面積、直近の資料では、8.87㎡でございます。 現在、筑前町の都市公園の1人当たりの面積が、去年までで4.8㎡、それから本年度、多目的運動公園が一部開園した関係で、筑前町の都市公園の1人当たりの面積が6.5㎡になっております。 県内を見渡しますと、福岡都市圏に近接した市町等は、やっぱり1人当たりの都市公園面積は10㎡以上ありますので、ランク的には、ちょっとランクまでは把握していないんですけど、概ね中程度ではないかと思っています。 国の、国交省が所管しているんですけど、公園の設備、ガイドラインというか指針ですね、国民1人当たり都市公園の面積が10㎡を目指しなさいということで、そういう10㎡に満たない市町村、地方自治体においては、こういう公園事業の補助事業に取り組んでいいですよという手当をされている状況でございます。
議 長	環境防災課長

環境防災課長	防災公園ということで、環境防災課のほうからお答えのほうをさせていただきます。 国土交通省によります防災公園の機能、役割としましては、地震災害時や市街地火災等から周辺地域避難者を收容したり、復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となる防災拠点として地域防災計画等に位置付けられる都市公園等というふうにされています。 町営福島団地周辺につきましては、東小田小学校、夜須中学校がありまして、筑前町地域防災計画で指定緊急避難場所として位置付けをしております。 したがって、現在のところ、跡地を地域防災避難公園として整備活用する計画はございません。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	跡地利用につきましてはですね、今、環境防災課長、ご答弁をいただきましたけども、1人当たりの町民の公園の保有率ですか、このあたりはまだ全国平均よりもだいぶ低いと。また、県と比較しても低いということでもありますので、何らかの機会があればですね、そういった防災避難公園も含めまして、増やしていく必要性もあるんじゃないかなと。 特に人口密集する市街地でございますのでですね、そういったこともまた今後の跡地利用計画検討の中では、一応お考えいただくことも大切じゃないかなというふうに思う次第でございます。 願わくは町営住宅の、先ほどの質問のことをしっかりとご検討いただきたいということが、私の考えの主なところでございます。それぞれよろしくご検討のほどをお願い申し上げたいと思います。 それでは、2点目の質問に入らせていただきます。 夜須高原地域沿道を覆う樹木の枝木伐採について、ということでございます。 皆様方のテーブルの上には、議長のほうに了解をいただきまして、町営住宅それからこちらの、夜須高原の沿道を覆う樹木の写真のプリントを用意させていただいています。 写真はこの沿道の一部でございます。他にも木が覆っている箇所がございますけどですね、こういった状況の一部ということでございます。 標高350mから500mの夜須高原地域は、全国植樹祭が行われた福岡県立夜須高原記念の森や国立夜須高原青少年自然の家、そして夜須高原福祉村やすらぎ荘、第2野の花学園、夜須高原カントリークラブがあり、国立、県立の施設や福祉施設、健康交流、娯楽施設が存在する本町の大切な地域の1つでございます。町のシンボルであり、宝の地域でもございます。 すばらしい自然環境に恵まれる一方、自然の厳しさと向き合う住民の方々は、町で生活をする人に分からない苦勞もたいへん多いわけでございます。 山、高原の草刈りや鳥獣対策、そして豪雨による災害は、山、田、道路と毎年発生し、高齢化、後継者不足などにより、地域を守る負担は増える一方であります。 質問は、県道白川桑曲、桑曲から秋月のほうへ向かう道路でございます。桑曲線から県立夜須高原記念の森への進入道路は、樹木の枝が通行のバスなどに支障をきたしています。伐採整備をすべきと思います。 関係地域からも要望されておりますし、私も9月に建設課へ伺い、写真を添えて重ねて要望しておりますが、現在、まだ伐採整備はされてございません。 福岡県立夜須高原記念の森には、平成26年度、26年4月1日から27年3月31日まで、期間に、16万778人の来訪者がございます。また、大型バスは217台が来ています。 本町に来られる方々やバスに対しまして、おもてなしの姿勢が表れているといえな

	いのではないかなということも感じるわけでございます。計画はどんなされてあるものか、お尋ねを申し上げます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず最初に、道路沿線の樹木の枝の伐採についての、基本的な考え方についてご報告をいたします。 基本は土地の所有者が枝の伐採等はしていただくことになります。個人であれば個人の方にお願いをするということで、町のほうからお願いをしてきていただいたりしておりますけれども、倒木をしていたりとか、どうしても車が全然通れないというような状況の場合には、直接町で行う場合もございます。 あとは県道であれば道路管理者であります朝倉県土のほうに枝切の進達、町道であれば町のほうでやっているというふうな状況でございます。 町で行う場合には、軽微な作業につきましては、建設課職員によりまして直営による作業を基本としながら、現場条件に応じまして、業者やシルバー人材センターに委託をしているというのが現状でございます。 議員ご質問の箇所は、平成24年3月に三箇山区、櫛木区、県立夜須高原記念の森の連名によりまして、伐採の要望が出ているところでございます。 要望を受けまして、順次職員による伐採をやってきておりましたが、まだ完全には終わっていない状況でございました。 今年の7月にも一木議員より文書によって、伐採のお願いの書類が出ましたので、現場を見まして対策をするようにしておりましたが、時期的に夏で、非常に暑い時期でございますので、いわゆる暑い関係とですね、山間部でありますので、特に蜂が多かったりしますので、そういう危険性もございますし、枝が少なくなったほうが伐採作業もしやすいということで、議員が質問を出される数日前から着工の予定にはしておったところでございます。 そういうようなことでございまして、現在も毎日職員が3名程度山に行きまして、伐採作業をしているところでございます。概ね今週いっぱいでは終わるような状況になっておりますが、職員の届く範囲は限界がございますので、来年のまた連休あたりが来客のピークの時期になってくるだろうと思われましますから、新年度に入りまして、大型バスの通行可否をですね検討しながら、届かない範囲は業者に委託をしながら、通行が可能な状況にしていきたいと思っております。状況を見ながらやっていきたいと思っております。 その他、この道路に限らず、全体的な町道につきましても、そのような箇所が出ましたら、現状に応じて対応を取っていききたいと思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	先ほど申しましたように、バスも217台ということで、大型バスがですね、来られてありますし、来ていただいているわけでございます。 筑前町に来ていただいた方たちがですね、気持ちよく来ていただきまして、また来ようということになっていただきたいと願うわけでございますけれども。 今、課長の説明で、職員の方がずっと伐採等をなされてあるということで、通常の業務を超えたそういったお仕事というふうに見受けられます。なかなか大変でございます。私も木を切ったりとか、剪定したりとかしますけどね、くれぐれもひとつ、法面等でやりにくい場所等がたくさんございますので、十分安全面を気をつけていただきまして、できれば、本当は予算を取っていただいてですね、外注等でですね、なさっていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思います。安全面、危険なことを考えるとですね、そういったことで対応されたがよろしいんじゃないかなということ

	を感じるわけでございます。ご苦勞様でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、3つ目の質問に入ります。最後でございます。 筑前町農産物の海外販路づくりについて、ということで質問をさせていただきます。ＴＰＰに絡む内容でございますので、質問させていただきたいと思います。 去る１０月５日、大筋合意をした環太平洋連携協定、ＴＰＰ、関税撤廃で自動車などの輸出増加が見込まれる一方、国内の農産物市場は一部開放を迫られることになりました。新たな国際競争にさらされる農家は、先行きの不安がつきません。 農業者の減少、高齢化、後継者不足が進む中、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、やりがいのある魅力ある農業改革が一層求められます。 ＴＰＰによる物流システムの範囲の拡大とスピードはめまぐるしく変革し、発展していくでしょう。 そこでまずお尋ねいたします。 本町の農産物で、海外に出荷、販売されているのがあるか、あればどういったのがあるかということで、お尋ねをしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 現在、本町内の農家等の海外への輸出、販売につきましては、正確には把握してないところでございますが、ＪＡにつきましては、梨を一部東南アジア方面に、また柿をタイ方面に輸出されている旨を聞き及んでおるところでございます。 また、町内の２つの農事法人が生姜の加工品及び豆乳の輸出計画のための商談会に参加をされておるということを知り及んでおるところでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	それでは、質問の趣旨に入ります。 ＴＰＰ協定は、現在取りまとめが進む協定文書に各国が署名後、全１２カ国が２年以内に批准すれば、発効すると言われております。 ＴＰＰが発効すれば、ネギやニンニク、トマトといった野菜などは、輸入時の関税が直ちになくなる。ＴＰＰによる農産物への主な影響は、国産米全体の価格水準が下落すること、オレンジ、リンゴ、サクランボ、ぶどう、トマト、加工品、アスパラガス、玉ねぎ、にんじんなどの価格下落が懸念されます。農産物の価格下落は消費者には朗報ですが、生産者の収入減少に繋がる恐れがあります。 一方、日本から輸出する農産物に輸入国がかかる関税も軒並みなくなる。米や牛肉から加工食品まで幅広い恩恵があるそうです。 国は、戦略的輸出体制の整備を行い、農業の国際競争力の強化を図るとしております。高品質な我が国の農産物の輸出などで、米、青果物など、輸出先の国の関税が撤廃される中、高品質な筑前町農産物の海外輸出は、今後の課題と思えます。 ＴＰＰ大筋合意を踏まえて、本町農業戦略の一端として、海外販路、みなみの里を拠点とした、を研究開発すべきと考えますが、見解を求めます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今日の日本農業新聞にもですね、オール九州で海外には打って出ろと。そういったスケールでないと、まず無理だということが前提だろうと思っております。 九州ブランドを作ろうというのが、今、ＪＡとか自治体等々でもですね、取り組んでいくべきだろうということでございます。 私も基本的に賛成であります。１つの自治体だけではですね、非常に市場開拓、あるいは経費的からしましてもですね、困難を極める。 私もシンガポールに行きましたけれども、なかなかその後の売上の増大にはなかなか

	かまだまだ結びついていないというような状況ではなかろうかと思っております。取り組みとしては非常にすばらしいと思っております。 それと同時にですね、打って出るには物が必要でございます。何を筑前町は売ろうとするのかと。万能ねぎを持っているわけではございませんし、梨もそんなに大産地ではございません。 そして、一番ＴＰＰで影響を受ける米、麦ですね、これがどうやって打って出るのかと。むしろ国際化することによって、下落するという、議員の質疑のとおりだろうと思われるわけでございます。 そこで、うちがまず取り組むべきは、何のものを作るのかという点からスタートしないと、海外へはなかなか困難であろうかと思っております。 幸いにして、本町は福岡都市圏に近接であると。この利点を大いに活かしてですね、まずは福岡でしっかりやってみると。そして、そこで体力を付けて、海外に打って出なければならないと、私はそのように考えます。 幸いにして７７号線も開通いたしました。しっかり福岡を意識しながらですね、福岡大都市圏を意識しながら、六次化あるいは鮮度、そういったもので勝負すべき品目、あるいは加工品を作り出すことが、先決だろうと思っているところでございます。 そういった意味で、まずロットが必要でございますので、ロットが保てる者は何かと、一部ですね、わずかながらの産物では、なかなか経済ベースまで入ってまいりません。ぜひ、経済というものを考えた場合は、億単位で売り上げができるものを、いくつできるのかということを、しっかり農協等々とも協議していきたいと、そのように考えております。１つのチャンネルは、大豆の加工だと思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	私も身近な都市圏は福岡ということは承知しております。 福岡を目指す、この県内ですね、各自治体、各農産物等はですね、みんながそういった考えを寄せていくところでございます。 当然、そのことは基本になるかというふうには理解をいたします。と併せてですね、やはり海外においても、日本の米とかいろんな果樹とかですね、野菜等をですね、やはり少し高くても、しっかり食していただいている方、国もあるわけでございます。 そういった戦略を、実際実行していくのには、やはり日にちも、年月もかかるわけでございますので、併せながら海外へもですね、やはりそういった１つの戦略的に、筑前町のすばらしい農産物を輸出できるような、そういったロットの計画とか、農業戦略の１つの、今現在の農家は拡大よりも縮小に向かっておりますし、そういったことを踏まえてですね、やっぱり大きな１つの農業構想なり計画のもとにですね、若い人たちが後を担っていただかなければなりませんので、そういったことはやはり町のいろんな考え方のもとに、若い人たちが魅力を感じて、そして何を筑前町の、１つの主力な農業、農産物として福岡都市圏に、または海外へ打って出るかということをしてですね、戦略的に考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。 今日、朝ちょうどテレビの番組に鹿児島県のことが出ていました。日本のお茶の産地は１番が静岡県で、２番目が鹿児島ということで、八女茶も近くありますけどね、鹿児島県はお茶をですね、海外へやっぱり輸出するという取り組みをされてあるわけですね。 筑前町においても、そういった外へ向けてですね、胸張って出荷できるような、輸出できるような、そういった商品をもっと開発なり研究を加えながらですね、していく中で、福岡都市圏、海外へということになっていくかと思っておりますけども、そういったことをですね、研究をしていただきながら、この拠点がみなみの里なりですね、また、町とＪＡさんとタイアップされながら、九州の１つの大きなこのエリアの中で、

	その中には筑前町も胸を張ってですね、参加ができるような農業の商品を、ひとつしっかりと打ち出していくことができますようにですね、取り組んでいくことが大切と思います。 若い方たちが魅力がなくてですね、跡を継げといっても、なかなかやっぱり継げないのが現実でございます。こういったことにつきましては、やっぱり町、農協さんがですね、しっかりとそういった下支えをしていただかなければ、筑前町は農業が基幹産業といえどもですね、このことを守っていくということは、なかなか難しくなってきましたので、どうぞひとつ町長、今さっきの思いをご答弁いただきましたけれど、みんなで考えながら、そういった方向へ向かっていきますように、よろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。以上です。
議長	これで、13番 一木哲美議員の一般質問を終了します。
散会	
議長	これにて一般質問を終結します。 本日の日程は、全部終了しました。 最終日は、14日月曜日です。午後2時より開始します。 それでは、本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでございました。 (15:31)